

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

(2 月 24 日)
(第 4 号)

令和5年第1回

三重県議会定例会会議録

第4号

○令和5年2月24日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和5年2月24日（金）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健 児
3	番	中	瀬	信 之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智 矢
6	番	小	林	貴 虎
7	番	山	崎	博
8	番	中	瀬古	初 美
9	番	廣		耕太郎
10	番	下	野	幸 助
11	番	田	中	智 也

12	番	藤	根	正	典
13	番	小	島	智	子
14	番	野	村	保	夫
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央

40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三	雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中	一 宝
書 記 (議事課長)	前 川	幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野	明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林	良 充
書 記 (議事課主任)	長谷川	智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	日 沖	正 人
防災対策部長	山 本	英 樹
戦略企画部長	安 井	晃
総 務 部 長	高 間	伸 夫

医療保健部長	中 尾 洋 一
子ども・福祉部長	中 村 徳 久
環境生活部長	中 野 敦 子
地域連携部長	後 田 和 也
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	野 呂 幸 利
県土整備部長	若 尾 将 徳
最高デジタル責任者	田 中 淳 一
デジタル社会推進局長	三 宅 恒 之
医療保健部理事	小 倉 康 彦
環境生活部廃棄物対策局長	小見山 幸 弘
地域連携部スポーツ推進局長	山 川 晴 久
地域連携部南部地域活性化局長	下 田 二 一
雇用経済部観光局長	増 田 行 信
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	佐 脇 優 子
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	難 波 正 樹
代表監査委員	伊 藤 隆
監査委員事務局長	紀 平 益 美

人事委員会委員
人事委員会事務局長

北岡 寛之
天野 圭子

選挙管理委員会委員

富永 健

労働委員会事務局長

中西 秀行

午前10時0分開議

開 議

○議長（前野和美） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。28番 石田成生議員。

〔28番 石田成生議員登壇・拍手〕

○28番（石田成生） おはようございます。

会派自由民主党の石田成生でございます。

質問に入らせていただきますが、昨日23日は天皇誕生日、陛下、誕生日おめでとうございます。そして、本日24日でロシアのウクライナ侵攻からちょうど1年を迎えますが、何かコメントをするべきところかも分かりませんが、ちょっと質問に集中をさせていただきますので、早速質問に入りたいと思います。

まず一つ目、交通信号機用電球製造終了への対応について、お尋ねいたします。

信号機の電球の製造が2028年、5年後に終了します。三重県も県内の信号機をLEDに取り替えてきておりますが、信号機用の電球製造終了を受け、LED化を計画的かつ早急に進める必要があると思いますが、その対応につ

いてお尋ねいたします。

三重県内の交通信号機のLED化は、平成13年から本格設置が始まり、LED設置が進んでいるということで、警察庁から表彰されました。その割には、三重県のLEDの普及率は、令和3年度末、車両用で52.3%、これは全国41位、歩行者用51.0%で全国36位となっております。数にして、車両用1万1013灯、歩行者用6584灯がLED化されていないこととなります。

読売新聞オンラインの記事を少し紹介させていただきます。

信号機用の白熱電球の製造が、2028年3月末で全て終了する。全国の警察は発光ダイオード（LED）式への切替えを進めているが、全体の33%に当たる76万基の信号機が白熱電球のまま。製造終了までにLED化が間に合わない事態も予想され、対策の検討を始めた警察もある。

照明器具メーカーでつくる一般財団法人日本照明工業会によると、信号機用の白熱電球はほとんどが大きさ13.6センチ、重さ52グラムで、家庭用より一回り大きい。寿命は約4000時間とされ、兵庫県警では約2年間で交換する。

国内で信号機用の白熱電球を製造、販売するのは現在、パナソニックと東芝の2社だけ。両社はLED化による白熱電球の需要減や部品メーカーの撤退などによる材料の調達難などから製造終了を決め、22年10月までに各警察に通知した。

警察庁によると、車用と歩行者用の信号機は全国で計229万基。そのうち、LED化されたのは67%に当たる153万基で、切替えが済んでいない信号機が1万基以上ある自治体が21道府県に上っている。

LED化には信号機本体の交換が必要で、手間や費用がかかることが切替えの進まない主な理由だ、とあります。

信号灯器用電球を過去には東芝も製造していましたが、LED灯器の普及等により製造を終了しています。現在製造しているのは、パナソニック1社のみです。パナソニックにおいても、市場の縮小等のため、2028年製造終了を決断しました。それに加え、製造終了までの間、電球の単価を大幅に値上げしてきています。また、パナソニックの製造能力にも限界があります。

他県では、大量にストックを確保する、電球交換を1年から2年に延長する、黄色は交換しない、球切れしたら交換する等の対策を考えていると聞いています。

この際、LEDの特徴を少し紹介しておきます。

信号灯器のLED化が可能となったのは、1986年、青色LEDに必要な高品質結晶の生成技術が発明され、これを基に、1993年に世界で初の実用的な高輝度を発する青色LEDが誕生したからであります。

LED信号灯器には幾つの特徴があります。

長所として、電球式に比べ消費電力が6分の1程度、省エネルギー効果があります。約6年から8年と見込まれる長寿命であります。そして、電球式では西日などが当たった際に点灯して見えるように見えるが、LED式ではそのような現象が発生しない。

短所としては、電球式では熱で雪が解けるが、LED式では発熱が低いいため積雪し灯器を隠す、雪に弱いという特徴です。

さて、三重県としてどう計画を立てるのか、財政的計画も含めてどう考えていくのか。早く計画を立てないと、全国で資材の取り合いになるおそれもあります。この問題に対して三重県警はどのような対策を講じるのでしょうか。警察本部の意気込みが必要であると思います。お答えをお願いいたします。

〔難波正樹警察本部長登壇〕

○警察本部長（難波正樹） 信号灯器のLED化について、お答えいたします。

県内には3万6000灯余りの信号灯器を設置しており、全体のおおよそ半数に当たる1万7000灯余りが白熱電球の信号灯器で、この白熱電球についてはほとんど減灯が発生しない1年以内での交換により運用しております。

なお、信号灯器のLED化について、今年度は600灯を、令和5年度は650灯、約1.9億円の予算を計上し、順次更新を進めているところですが、このペースでは、全てをLED化するには25年以上かかることとなります。

今後の方針につきましては、信号灯器に使用している白熱電球が生産中止

となる時期を踏まえ、少なくとも白熱電球の使用期限を迎える令和10年度末までに、全ての信号灯器をLED化する必要があると認識しています。

大まかな試算であります。全ての信号灯器をLED化するためには、約50億円の予算が必要となることから、今後の国の動きを踏まえ、補助金等の積極的な予算確保に取り組んでまいります。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） お答えいただきました。

順次600とか650とかという数字でLEDに切り替えてきていただいておりますけれども、そのペースでは全然追いつかない。全部をLED化するには50億円かかって、その財政面について国へ要望していくというお答えでございました。

静岡県の紹介をちょっとさせていただきますと、2022年2月26日、ちょうど1年前の報道で、静岡県警本部長は、2030年度末までに県内全ての信号機をLED化する方針を県議会代表質問で答えております。

記事では、静岡県の21年末現在のLED化率は全国ワースト3位の38.4%だったため、整備計画を作成し、22年度からLED化を加速させる。LED化により従来の白熱電灯に比べ、灯色の鮮明化による交通事故抑止、消費電力削減による二酸化炭素排出削減や電気料金低減などの効果が期待できるという。山本本部長は、LED化を進めるとともに、道路環境の変化に応じた信号機の設置見直しを進め、持続可能な信号機の整備に努めたい、と述べたとあります。これを受けて、静岡県では、年間8億円を、9年計画で整備を進めると伺っております。

令和5年度、650基の信号をLED化する予算が組まれているようですが、これは三重県ですね、このペースでは先ほどの話のように、ちょっと間に合いそうもありません。

県警察が一生懸命頑張っても、あとはもう一つ、お金の問題があるということでございます。予算確保をどのように考えていくかというのを総務部長にお尋ねします。債務負担行為という手法も必要ではないかと思いますが、

いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○総務部長（高間伸夫） 予算確保について御答弁申し上げます。

まず最初に、先ほどの警察本部長からの答弁にありますとおり、令和10年度末までに全ての信号灯器のLED化を県単独事業として実施する際、約50億円という多額な費用がかかってくる形になりますので、その際は、やはり財源には限りがございます。

そのために選択と集中を行って、厳しい事業の優先度判断を行って予算確保をしていかざるを得ないと考えておりますが、一方で、今回の白熱電球の製造終了に伴うLED化につきましては、全国的なことでございますので、まずは国からの補助金ですとか、あるいは有利な地方債の創設など、必要な財源確保に向けて、しっかりと国に対して要望していきたいと考えてございます。

いずれにしても、信号灯器がつかないということにならないように、しっかりと警察本部とは調整しながら対応していきたいと考えてございます。

以上です。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） いずれにしても、50億円をどうやって捻出するか、県単独で50億円を短期間でというのは非常に難しいということではあるものの、何とかしなきゃいけない。それには国に協力を求めていくと、このようなお答えだと思います。

今日の時点で、その50億円をどうするというのはお答えが難しいと思いますが、もう目先に見えておる電球製造中止でございますので、しっかりと財政局と警察本部と連携を取って、道路の安全走行に向けての対策を組んでいっていただきたいと思います。

また、その都度都度、どう計画を立てていったのかということのもぜひ御報告をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

「公共工事における新技術活用システム」と三重県の新技術活用状況につ

いて、お尋ねいたします。

公共工事等における新技術の活用を促進するため、国土交通省は、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共事業等で積極的に活用するための仕組みとして、公共工事等における新技術活用システムを平成18年に策定し、その後、8度の一部改正を経て、今日の運用に至っています。

目的は、実施要領の中に「公共工事等における新技術の活用検討事務の効率化や活用リスクの軽減等を図り、有用な新技術の積極的な活用を推進するための仕組みであり、新技術の積極的な活用を通じた民間事業者等による技術開発の促進、優れた技術の創出により、公共工事等の品質の確保、良質な社会資本の整備に寄与することを目的とする」と非常によいことが書いてございます。

新技術活用システムにおいて活用を行う新技術は、NETISに登録されています。NETISというのはニュー・テクノロジー・インフォメーション・システムの頭文字を取ったものでありますが、NETISとは、国土交通省が新技術活用のため、新技術に関わる情報の共有及び提供を目的として整備したデータベースシステムであります。

新技術の活用には、発注者指定型、施工者希望型など様々な類型がありますが、ほとんどが施工者希望型で、施工者からの技術提案で施工者が新技術を活用します。これは、施工者からの提案に対して発注者が承諾するというスタイルで、完成工事の採点や総合評価に加算があるというものです。積算対象の製品より高価でも設計変更はなく、施工者は自己負担で新技術を活用しています。

発注者指定型であれば、直轄工事の現場ニーズ、行政ニーズ等により必要となるNETIS登録技術を対象に発注者が新技術を指定し、活用を行い、活用の際には必要な費用を当該工事の工事費に計上できます。

国土交通省は、活用促進技術や推奨技術等を選定し、普及啓発や活用促進を実施しており、地方整備局等も活用促進技術が指定されたり、推奨技術が選定されたら発注者指定型等による活用、活用状況のフォローアップを計画

的に促進していると伺っていますが、どのように認識されているのでしょうか。

また、国は、新技術活用を計画的に推進するため、地方公共団体との連携を実施要領に「本省及び整備局等は、有用な新技術の地方公共団体等の公共工事等における活用を促進するため、地方公共団体等と連携のあり方について検討を進める」と位置づけておりますが、三重県のこれまでの対応をお尋ねいたします。

〔佐竹元宏県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（佐竹元宏）** それでは、国土交通省が進める新技術活用の取組に関する県のこれまでの取組について、お答えいたします。

新技術活用システム、先ほども御紹介がございましたNETISは、民間事業者等により開発された新技術を公共工事において積極的に活用していくための国土交通省のシステムでございまして、令和4年12月現在で2800件以上の新技術が登録されております。

このうち、工法や製品に関する新技術につきましては、道路や河川等の土木構造物などの設計段階で、従来技術・工法に加え、NETIS等を利用した有用な新技術・新工法の活用も検討することとしており、比較検討の結果、新技術・新工法の現場での有用性、また、市場性等が確認された場合には、先ほど議員から御指摘がございました、発注者指定型というか、もう工法の中に入れて採用することとしております。

それから、国土交通省とNETISについて具体的な連携を行うところまでには至っておりませんが、様々な場面で情報の提供はいただいております。

県としても、新技術・新工法について公共工事等の品質確保や良質な社会資本を整備するため、経済性、工程、品質、安全性、施工性、環境などのNETISの持ついろいろな面における有用性などを確認しながら、活用していきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 2800件もの登録があつて、国が地方公共団体との連携もと言われておるものの、これまで国と地方公共団体との連携の在り方はあまり十分でないように思いますし、そのようなお答えもいただいたのかなと思うんですけども。

それはそれとして、令和3年11月に策定されている三重県業務委託共通仕様書に、受注者は、概略設計または予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報システム（NET I S）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。なお、従来技術の検討においては、NET I S掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術、NET I S掲載期間終了技術も含むんですけども、この従来技術に加えて、新技術情報提供システム等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督員と協議の上、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする、このように示されていることから、今後、三重県で、NET I S登録技術の活用促進方針を三重県として策定する必要があると思います。

また、NET I S登録技術、先ほど言いました2800もの様々な技術があり、工法や製品といった設計段階で比較検討できるものもあれば、一方で、工事発注時には具体的な仕様を定めない諸資材なども有用な新技術としてNET I Sに登録されています。

このような新技術も広く普及させ、新技術による生産性向上や労働者不足解決を目標として、有用な新技術全般を当初から指定して費用計上するなど、積極的に活用する方針の策定、運用を提案いたしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○県土整備部理事（佐竹元宏） 公共工事における新技術の積極的活用について御答弁いたします。

工事の施工に直接必要となる、先ほど議員からいただきました工事用資機材につきましては、主要なもの以外は工事費の積算におきまして諸雑費や間接工事費として計上してございまして、直接工事費などに一定の率を乗じることで算出しておるところでございます。

算出に用いる率は、毎年、国土交通省で実施される諸経費動向調査や施工合理化調査の結果により決定されておりまして、新技術が市場で定着すれば、これに見合う費用が結果として計上されることとなります。

このため、こうした部分の新技術につきましては、建設現場で新技術が定着するよう、受注者が新技術を活用した場合に工事成績評定で加点するなど、活用を促しておるところでございます。

また、例えば工事施工に伴いまして発生いたします排水対策や道路交通対策など、工事現場周辺への影響を軽減するための費用につきましては、必要に応じて積み上げて計上してございます。有用性が見込める新技術につきましては、市場性なども考慮しながら、引き続き活用していきたいと考えております。

今後も、有用な新技術・新工法につきましては、使用現場で研修会を開催するなどしっかり情報共有を図りながら、積極的に活用していきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） ありがとうございます。

国の平成18年につくったその新技術の活用方針は、民間提案のものもあって、2800件からある。どうも5年間の間に3回以上活用されなかったら、そこから、リストからも抜けていくというようなことを伺っております。

ただ、三重県の中では、三重県業務委託共通仕様書の中には、そこから消えたものも必ずしも排除するのではなくて、いい技術であれば採用していくということも書かれております。

新技術、たくさん2800件からあって、必ずしも国が2800件を有用であるというお墨つきがあるわけではないということも伺っております。

ただし、一つ一つ、その新技術を検証、評価しながら、いいものであればぜひ積極的にお使いいただきたいと、そのように思っています。

そして、成果品としていただける中に新技術として認められるもの、また、そうでなくて、工事途中で人手不足の解消であるとか、働き方の改革につながるような技術も、なかなかこれは成果品としては目に見えにくいものがありますけれども、それは労働環境がよくなったりとか、効率がよくなったりとかするものでありますので、そちらのほうも積極的に活用できるように。

そこには、やっぱり新技術を活用するといいいところもあれば、費用がかさむという問題も出てきますけれども、これは効率がよくなったり、品質が上がったり、働く立場として資質が向上したり、そういうものをやっぱり積極的に評価いただく。

なかなか一番初めからぼんと入れて、それを積算に入れていくというのは難しいところもあるか分かりませんが、使いながら評価して、一定定着したら、積算段階で採用していただいて、見積もりいただくと、こういうような流れで、三重県としてしっかり固定できるような方法を考えていただくことをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

続いて、県立高校の入試における再募集のその後について、お尋ねいたします。

その後というのは、これは過去に一度お尋ねしておるからであります、県立高校の再募集については、2年前の令和3年3月9日に質問しております。現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

高等学校の入学試験は、1月中旬に私立の入試があります。2月に入って公立の前期、そして3月中旬に公立の後期選抜、約1週間後に合格発表があります。その後の再募集についてお伺いしてまいります。

3月末に私立高校側は入学受入れ準備がほぼ完璧に整ってからの入学辞退が出てくるわけで、この再募集の受検生は私立に既に受かっていて、入学準備をしている子が辞退することになります。年度末ぎりぎりではなくて、もう少し早く進めていただく工夫を望まれるのは、当然だと思います。これは、

2年前にもこのような質問をさせていただいております。

2年前にお伺いした他県の状況では、11都府県において再募集の対象を公立、私立、どの学校にも合格していない者等に受検対象を絞っております。

2年前に質問した際、教育長からは、今後、全国の再募集の内容や運用状況などを詳細に把握し、資料として検証会で示すなどして幅広く意見を聞いてまいります、と答弁いただいております。

その後、令和3年度に開催された高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会、その議論を引き継いだ三重県立高等学校入学者選抜制度検討会において、令和4年度も議論が進められていると聞いております。

これらの会議で出された主な意見を紹介させていただきますと、三重県は、公立を合格した者は再募集を受検できないので、受検制限を行っていることとなる。私立に合格している者は再募集を受検でき、公立を合格している者は受検できないというのは、公平性に欠けるのではないかという意見。それからもう一つ、再募集を希望する中学生が広い視野で選択できるよう、子どもファーストでできる限り応募資格に条件を設けることなく志願できるようにすることが望ましいなどといった意見が出されています。

委員の構成メンバーが異なるとはいえ、議事録を拝見した印象は、回数を重ね、時間も経過しているにもかかわらず、同じような意見が繰り返し出てくるという印象があります。

検討会での議論は、あくまで判断の参考とするものであり、最終的な判断は教育委員会ですべきものです。教育委員会が責任を持って、早急に判断すべきだと思います。これまでの検討会の議論を踏まえ、現在の検討状況をお聞かせください。

先ほど紹介しました、公私立高等学校協議会における再募集についての委員からの意見のまとめ、二つほど紹介しましたが、あと幾つか、まとめがございすけれども、よく似た趣旨の意見が多いように思いますので、そろそろお答え、教育委員会としての結論を出してもいい頃だと思いますので、検討状況等をお聞かせいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県立高校入試におけます再募集の在り方に係る検討状況について御答弁申し上げます。

御案内がありましたけれども、県立高校の再募集の在り方につきましては、令和3年度と令和4年度に、公立・私立の学校関係者、保護者、企業関係者、それから大学教授などを委員とする会議で議論を重ねてまいりました。

まず、令和3年度ですけれども、高校の募集定員に係る検討部会で、全国の再募集の状況、本県の実施状況などの資料を参考に、6月から2月まで5回の協議を行ってまいりました。

検討部会では、大別しますと、一つは、新年度の直前に再募集に合格した生徒が私立高校の入学を辞退することは経営や運営の面から厳しい旨の意見、もう一つは、中学生の進路選択の機会が狭まるため、再募集の受検資格に制限を設けるべきでない、との再募集に係る両極となる意見が示されたところであります。

このため、再募集を受検した中学生の受検理由や背景をしっかりと把握して、令和4年度に別途開催を予定しておりました入学者選抜制度検討会で、より入試制度に特化して協議を進めるということになりました。

令和4年度ですけれども、新たな委員により、6月以降、6回にわたり協議を行ってきました。

協議に当たりまして、令和3年度の検討部会の会長から、協議の経緯や内容の説明を聞く機会を設けまして、両極の主張がある中でどう整理すべきか、県民に説明できるよう制度設計をしてほしい旨の要請があり、まず、令和3年度に再募集に合格して、私立高校の入学を辞退した生徒46人の出身中学の協力も得まして、入学辞退の理由や背景を丁寧に聞き取りいたしました。この資料に加え、入学辞退に係る私立高校の学校運営への影響、それから、県立と私立高校の入試や合格発表の日程、本県における入試制度の変遷、改めて全国状況などの資料を基に議論を重ねてきました。

委員からは、私立高校の入学辞退は、経営だけでなく生徒の学習環境にも

影響を及ぼす実態がある、希望する中学生が挑戦できるよう応募資格に制限を設けるべきではない、進路保障と進路選択は分けて考えるべきである、それから、私立高校への影響は一定理解できるが再募集の応募資格に条件をつけるべきか判断が難しい、再募集についてはまだまだ議論が必要である、などの意見が出されました。

また、再募集の日程を早めることや入試制度全体の中での募集の仕方など、応募資格に条件を設ける以外の方策も検討すべきとの提案もございました。

こういった状況を受けて、検討会として、県民への説明責任が果たせるよう、さらに十分に議論を尽くすべきこととなったところであります。

このため、令和5年度の検討会では、再募集の応募資格をどうすべきか、条件を設けるのであればどのような条件が適切か、さらに応募資格の見直し以外にどのような対応ができるかなど、令和5年度内に一定の結論を出せるよう、具体的な検討を進めてまいります。

[28番 石田成生議員登壇]

○28番（石田成生） 3月末ぎりぎりの再募集によって、私立学校側も生徒側も、新年度からの入学準備がかなり進められていってからの再募集で入学する学校が変わる、これは双方の、学校側にとっても生徒側にとっても非常に気持ちの準備とか等々で、これはもうあんまりよくない。

それから、選択を増やすという意味でやるのであれば、公立高校に受かっている者でも同じように受検資格を与えることでないとちょっと不公平にもなる等々、問題点はあると思って、私も言わせていただけてきましたし、また、検討会の中でも御意見のあったところだと思います。

中身につきましては、今後の令和5年度の検討の中でされていくことであると思ひまして、それは注視させていただきたいと思ひます。

教育長、最後に、令和5年度に何とか答えを出していきたいとおっしゃっていただいたので、これまで議論に随分と時間をかけてきたという印象を受けてはきましたけれども、一定前向きなお答えをいただけたと思っております。

それで、ちょっと一つ確認をさせていただきたいんですが、令和5年度中に一定の答えを出すような検討の進め方をされるというお答えでしたが、答えを出した、その答えをいつから適用されるかという話ですけれども、令和6年度の新生入生の入試にその結果を反映させるようなスケジュールであるという理解でよろしいでしょうか。

○**教育長（木平芳定）** 今おっしゃっていただいたことについては、今後どういった内容の検討でその結果ということにも応じて、いつからその見直しをするかということになると思いますので、そこも併せて、しっかり令和5年度に整理をして、併せて結論を出していきたいと思っております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○**28番（石田成生）** 今日、はっきりそうだとすることはちょっとなかなか申し上げにくいんですが、令和5年度で一定結論を出したら、出せたという前提で言いますと、もう1年置いておく理由は何もないので、令和6年度の新生入生にその結果が適用されるようにしていただきたいということをお願いして、この項を終わります。

では、四つ目の質問に移らせていただきます。

少子化対策についてであります。

令和5年度当初予算では、みえ子どもまるごと支援パッケージと銘打って、様々な少子化対策や子育て支援に向けた取組を打ち出されました。この中で、みえの出会い支援事業として、結婚応援サポーターによる希望者の引き合わせやマッチングアプリなど多様なサービスの活用に向けた周知・啓発といった、結婚に向けた出会い支援の取組が挙げられているところです。

日本においては結婚している方からの出生が多いことから、結婚する方が増えれば少子化対策に資することになると考えられますが、一方で、いずれ結婚するつもりという人が減っていたり、結婚したくても出会いがないという方がお見えになると聞きます。

結婚は、小学校や中学校みたいに、年齢が来ればみんなが入学するようなものではなくて、結婚の前には恋愛やお見合いがあります。お見合いの代わ

りになるものはみえ出逢いサポートセンターなどで支援を考えていただいていると思いますが、問題は結婚の前の、先ほど言いました、恋愛と見合い、おおむねこの二つがあると、日本の社会の中においてですね。

見合いのほうは、これまで地域の中でお世話を焼いていただく方がおりましたけれども、地域の見合い力と言っていいんでしょうかね、それも弱まっていますから、県としてそこのサポートをする。

問題は、もう一つの恋愛のほうだと私は思うんです。問題は恋愛のほうで、恋愛力が非常に弱くなっていると感じます。この恋愛という言葉こそ今までタブー視されており、これをタブーにせず調査や検証、原因究明が必要だと思います。今日や明日、答えは出ませんが、確実な一度のかじを今切ることが必要です。

このようなことも含めて、どのように結婚される方を増やしていくのか、令和5年度に有効な取組はあるのか、お答えをいただきたいと思います。

〔安井 晃戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（安井 晃） 私からは、未婚化の原因究明も含め、どのように結婚される方を増やしていくのかという点について、まずお答えいたします。

議員からも御紹介がございましたが、日本では、夫婦が持つ子どもの数は減少傾向であるものの、現在もおおむね2人で推移していることから、未婚化が少子化の要因の一つと考えられております。

県内の状況を見ますと、未婚の方の割合は上昇傾向が続いており、また、県民への意識調査では、未婚の方のうち、いずれ結婚するつもりという意向を持っている方の割合は、平成25年度の70.2%から令和3年度には52.4%に減少しております。

これまでも県として、結婚する意向のある方の希望がかなうよう、出会いの支援などに取り組んできましたけれども、こうした現状を踏まえまして、令和5年度からは一步踏み込んだ取組を進めることとしております。

しかしながら、未婚化が進む要因は多様かつ複雑でありまして、社会的な

背景や個人の意識の変化などを踏まえ、さらなる調査検討を行った上で、効果的な取組につなげる必要があると考えております。

例えば、先ほど申し上げた県民への意識調査で、いずれ結婚するつもりと回答した方に、未婚の理由についてもお聞きしており、最も多いのは「出会いが少ない」ですが、「収入が少ない」といった回答も相当数ございました。

こうしたことから、結婚を望む方の希望をかなえるためには、若者の所得向上に向けた取組も重要であると考えております。

また、本年1月から2月に実施したみえ県民1万人アンケートでは、これまでの質問項目に加えまして、今回初めて、未婚の方のうち結婚するつもりはないと回答した方につきましても、その理由をお聞きしております。

アンケート結果については現在集計中でありまして、今後詳細な分析を行うとともに、行政としてどう取り組むべきかなどについて、様々な立場の方に御意見をいただきながら検討を深めていきたいと考えております。

結婚支援につきましては、今後調査研究を重ねる中で、エビデンスを持って効果的だと考えられる対策があれば、その具体化に向けてしっかりと検討してまいります。

同時に、結婚は個人の主体的な選択によるものであり、行政の施策として進めるに当たりましては、人権や性の多様性に十分配慮する必要がありますので、そうした観点も踏まえて取り組んでまいります。

〔中村徳久子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中村徳久） 令和5年度の結婚支援の取組、どのようなことを行うのかということにお答えします。

県では、平成26年12月にみえ出逢いサポートセンターを設置し、結婚を希望する方への相談支援であるとか県内各地の婚活情報の提供等を行ってきました。また、令和3年度からは複数の市町と連携し、それぞれの地域のニーズに応じた婚活イベントを実施してきております。

県で実施するイベントについては、参加申込みも多い一方、イベントでカップルになった方からは、その後の交際が進展しないという相談が寄せら

れているところでございます。

そのため、令和5年度は、新たに地域で活動する結婚応援サポーターを養成・認定し、そのネットワークを通じて、結婚を希望する方同士の引き合わせに取り組めます。このサポーターには、カップルになった方の相談に応じてもらうとか、交際中のフォローも期待しているところでございます。

また、企業においてもサポーターを養成・認定し、複数企業による婚活イベントの実施などに取り組んでいきます。

一方、20代から30代を中心に、マッチングアプリによる出会いや結婚の割合が上昇しています。しかし、アプリ利用者間でのトラブル事例も報告されていることから、安心・安全に、また、効果的にアプリを活用できるよう、セミナーについても開催する予定としております。

県としましては、自治体主催のイベントのほか、マッチングアプリなど民間が実施する出会い支援を含めて、結婚を希望する方へ様々な選択肢を提供していきたいと考えております。また、相談支援や交際中のフォロー体制を充実させることで、より一人ひとりに寄り添った支援を行い、多くの方の結婚の希望がかなうよう取組を進めていきたいと考えております。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 私がお尋ねしたかったところの答えとなるようなのはちょっと見当たらなかつたんですけども、もう一度聞きたいと思っておりますが、知事にこの後ちょっとお尋ねもしますので、ひょっとしたら知事から私が聞きたい部分が凝縮されてお答えいただけるのかも分かりませんので、先に、予定どおり知事にお尋ねしたいと思えます。

子どもは国の宝です。これ、先般、うちの会派代表の中森代表からも、子どもは宝というフレーズがあって、知事からもその部分のお答えもいただいておりますが、全然申し合わせていなかったんですけど、全く同じフレーズを使われたんですけども、子どもは国の宝で、子どもは地域の宝です。もちろん親にとっても、自分の子どもは自分の命よりも大切な宝です。

宝というものをイメージしていただくと、宝は、お金をつけてもらっても

らうものじゃないんですね。宝というのはお金を払ってでも、さらに申し上げると、子どもという宝は親にとって自分の命に代えてでも守りたい宝です。地位や財産は、ある意味、宝であると言えるかも知れませんが、自分の命よりも大事じゃないんですね。自分の命よりも大事な宝は子どもの命であります。自分の子どもであつたりとか、自分が大切に思う人の命です。

お金がかかるからといって、それが少子化の原因では私はないんじゃないかな。一部気持ちは分かりますけれども、自分の命よりも大事な子どもは、お金がかかるから持たないとか、私はそういうもんじゃないなと思っています。

日本でも貧しい時代がありました。子育てにお金がかかるからといって、少子化だったわけではありません。世界のほかの国で日本より貧しい国がたくさんありますけれども、少子化にはなっていないと思います。どちらかといえば、裕福な諸国で少子化が進んでいるように思います。

これは、問題はお金ではないということが言えると思うんです。交付金を出して少子化を解決しようと考えているうちは、残念ながら解決の糸口もつかめないと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（一見勝之） 議員がおっしゃった、子どもは国の宝、おっしゃるとおりでありまして、先般、中森議員の御質問に対して、山上憶良の歌を引いてお答えしたところでございます。今に始まったことではないということですね。昔からそのように考えられているということです。

県政の一番重要な施策として、県民の命を守るということを何度も私申し上げてきました。それと同様に大事なのは子どもの豊かな育ちを保障することであるということも申し上げました。なぜならば、我々三重県人にとって命をつないでいくというのは、次世代、子どもたちに託さざるを得ないんです。子どもや孫が三重県人の命をつないでいくから、一人ひとりの命を災害から守ると同様に、子どもの育ちを守っていく必要があると私は考えています。

したがって、令和5年度の予算に、みえ子どもまるごと支援パッケージ、

子どもの支援というのをイの一番に掲げさせていただいたわけです。

さらに申し上げますと、国には三つの要素があるということを議会でも申し上げたことがあります。土地、国土であり、国民であり、統治機構であると申し上げました。これは孔子の言葉を引くまでもなく、最初に何を去るかということになると、統治機構であるかもしれません。そして、イスラエルの例を引くまでもなく、国土がなくても、やがて国は再興できるということはあり得るかもしれません。そうすると、何が一番大事かということ、やっぱり国民なんです。国が破れたとしても、国民、人が残っていれば、文化や伝統や考え方は脈々とつないでいける、こう思います。そのために重要なのは、やっぱり子どもです。子どもたちが我々の、三重県人としての考え方をつないでいってくれます。

先ほど経済のお話を議員がされました。昨日であったか発表されました韓国の合計特殊出生率、0.78、これでは国民を維持していくということも難しい。三重県は幸い令和3年で1.4という数字でありますけれども、これは希望する方が子どもを持てる1.8には遠く及びませんし、また、人口を維持できる2.1を超えてもいません。なかなか厳しい状況です。

それで、あらゆる施策を切れ目なくやっていくということで、みえ子どもまるごと支援パッケージというのを打ち出させていただいたところでございます。

また、昨年7月の知事会議でも、子ども施策、中でも医療費の補助、これをぜひお願いしたいということをおっしゃっています。

また、国でも、令和5年度、児童手当の所得制限の撤廃など様々な議論が国会でも与党、野党でなされておるという状況でございます。

大事なのは、経済的な支援、これも大事なんですけど、加えて、やっぱり子育てをしている人、あるいは子どもを持ちたいと希望されている方、この方々に寄り添って、どういう手だて、メニューが提供できるかということではないのかなと思います。

少子化の進行には様々な要因がございます。結婚、妊娠・出産、子育て、

それぞれのライフステージごとに行政も寄り添っていくということであろうかと思っています。

もちろん、もとより、結婚をするしないもそうですし、子どもを持つ持たない、これは様々な考え方があります。一人ひとりの考え方は多様ですので、決して強制することがあってはいけないとは思っているところでございます。

さらに言うと、働き方改革とか男性の育児参加、様々な施策をやっているかかないかとも思っていますので、あらゆる施策を動員して、子どもを育てている人たち、あるいは子どもを持ちたいと願っておられる県民の皆さんに対応していきたいと考えているところでございます。

みえ子どもまるごと支援パッケージは、令和5年度、取りあえずのものとして示させていただいています。これからもやっていかないかことはいろいろあるかも分かりません。

先日医療関係者の方とお話をしていましたら、シングルマザーへの対応がまだ足りないんじゃないかという御意見もあつたりしています。また、円卓対話で、子育てをされているお母さん方からの、あるいはお父さんからの御意見も様々いただいています。

これからそういったものを入れ込んで、県民の皆さんに納得していただける、ああ、三重県にいてよかったなと思っていいただけるような施策にしていきたいと考えているところです。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） それぞれお答えをありがとうございました。

先般来の代表質問の議論や質疑の議論の中にもありましたが、県が子育ての応援、子どもを持つことの応援、それから結婚への応援、決してそれを望まない人に強制、強要するのは、これは間違いであって、望む人への応援だと今私は理解しております。

それで、一つ目の先ほどの質問の中でも申し上げましたけれども、望む人も少なくなって、いつかは結婚したいという人も少なくなっている。どうしてなのかなと。

結婚というキーワードの前に、一つは、共助力として地域でお見合いのお世話をしてやってきた、そのフォローというか、その代わりにマッチングアプリとか、それから出会いの応援とかを県がやると。

もう一つ、見合い結婚と恋愛結婚があって、そもそものその恋愛をする気持ちとか、恋愛力とか、そこに今まで、どうして少子化なのか、どうして結婚が少ないのかという、その恋愛というところがタブー視されてきたのではないだろうかとは私は思っています。

それで、この先さらに、どうして少子化が進んできたのか、それを解決するにはどうしたらいいかといういろんな調査とか、研究とか、有識者の意見を聴くとかという中に、恋愛力が落ちてきている、恋愛をする人の数が減って、さらに恋愛してもその気持ちがそんなに強くないというのではないかなとは私は思うんです。そういう視点で調査を今後していただきたいと思いますが、そのことについてちょっとお答えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○戦略企画部長（安井 晃） まず、恋愛力というものについて、少し認識を深める必要があると思っております。極めて個人的なことに関わることでございますので、どのように調査するのか、恋愛力とはそもそも何かということについて突き詰める必要がありますので、そういったことについて、我々も今後意識はしていきたいと思っております。

一方、過去に行った県民意識調査、これは第5回ですので、平成27年度か28年度ぐらいだと思っておりますけれども、結婚していない理由を当事者だけでなく県民の方全員に聞いております。その中で、未婚の方が結婚していない理由をお答えしていただいているんですけれども、選択肢が10あります。一番多いのは「出会いがない」、2番目が「収入が少ない」、3番目が「自由な生活を失いたくない」、4番目が「理想の相手に出会えていない」。その中に「自分に自信が持てない」とか「異性とうまく付き合えない」といった恋愛力に関わるのではないかとと思われるような選択肢がありますが、それは7番目と8番目でございます。

そういったことで、我々としましては、まず出会いの場をつくる、あるいは収入が少ないということに対する対応が重要だろうということで今取組を進めておりますが、過去にそういった恋愛力に関することも調査の対象にはした上でいろいろ分析も行っておりますので、決してそういったことをタブー視しているということではないんですけれども、なかなかエビデンスとしてまだ有効なものがないという状況です。

議員の御指摘も踏まえて、広く調査分析を進めていきたいと考えておりません。

〔28番 石田成生議員登壇〕

○28番（石田成生） 恋愛力も入れて調査もしてきたとおっしゃいましたが、あまり恋愛という単語を聞いたことがないので、調査されているとは見られてこられませんでした。

そういう視点、ただし、先ほどの子どもを持つ、結婚するのを望んでいない人に、そういう価値観の人にそうしなさいということと同じように、恋愛をしない人に恋愛しなさいなんて、これは言えないけれども、どうして今のようになってきているかという、やっぱりそこをしっかりと調査する必要が、今後、新しい視点だと思いますので、しっかり調査の中に入れて、一度検討していただきたいと思います。

じゃ、答え、どこが何が原因なのかって、私の中で一定の仮説めいたものはあるんですけれども、今の段階ではまだそこまで議論できないと思いますので、また、近い将来。

このような時代になったのは、人々の価値観の変化によると思うんです。一人ひとりの価値観を尊重することは大切なのは言うまでもありませんが、少子化の時代を招いたのも人の価値観であります。価値観の変革のみが少子化からの出口であり、異次元の対策とはこのことだと私は信じておまして、そういうことを申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、おはようございます。

会派草莽の東豊です。一般質問、通告のとおり質問させていただきたいと思っています。ひょっとすると途中で知事に突然お伺いするかもしれませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

今月6日にトルコ南部のシリア国境付近で世界最大規模の内陸地震が発生して、18日目を迎えます。犠牲者は既に5万人を超え、さらに増える見込みと報道されているところです。被害に遭われた方々、また、亡くなられた方々に対して、心からお見舞いと御冥福をお祈り申し上げます。

今年はまだ、関東大震災から100年の節目を迎えます。死者、行方不明者は約10万5000人と記録されているところです。

日本は世界でも自然災害が多い国として有名で、例えば地震では、日本の国土の広さは全世界の1%にも満たないのに、世界で起こる地震の2割は日本で発生しています。被害額も、全世界の被害総額の2割以上が日本でございます。

さて、政府の地震調査委員会というのが、先月の1月13日に日本各地で想定される巨大地震の最新の発生確率を発表されたところであります。南海ト

ラフ地震につきましては、今後20年以内の発生確率を50%から60%としてきましたが、最新の試算では60%程度と引き上げられました。東京大学名誉教授の平田直委員長は、毎年毎年少しずつ発生する確率が着実に上がっていることを御理解いただき、地震や津波への備えを進めてほしい、と話されています。

ところで、私ども12年前に当選させていただいたんですが、ちょうど東日本大震災の復旧、復興から多くのことを教訓として学ばなければならないと、当時から、議会でも委員会でも申し上げてまいりました。

去年ですかね、3県での紀伊半島知事会議の中でも奈良県知事がおっしゃっていましたが、五條市で大規模広域防災拠点整備が進められております。昨年の10月には事業開始式がいよいよ行われたところであります。

その大規模広域防災拠点の基本計画を拝見いたしますと、「『南海トラフ地震』や『奈良盆地東縁断層帯地震』など大規模災害に備え、県内のみならず紀伊半島エリアを広くカバーし、救助要員の集結・派遣、救援物資の受入・配送などを担う」とあり、その整備の工程を3期に分けていて、およそ20年後には、2000メートル級の滑走路を有する拠点の完成を目指すとありました。

パネルを御覧ください。（パネルを示す）これがそのときに、奈良県が公表しているものでございます。ちょうど50キロメートル圏内が、熊野灘沿岸にもかかっております。

それから、（パネルを示す）パネル2枚目であります。これがアンカールートというところでもあるんですが、そこに通じる道を、これも奈良県の資料からの抜粋を使わせてもらっています。

それから3枚目、（パネルを示す）これが、広域防災拠点の基本的な考え方です。それぞれに内陸部と海岸部を結ぶという地図でございます。

東日本大震災では、被害の多い沿岸部に、東京方面から人命救助隊や医療チームをいち早く投入するため、車両が通行できるルートを確認していく、いわゆるくしの歯作戦が有効でありました。これもどなたも御存じなパネル

ですが、（パネルを示す）こういう形であります。東日本大震災の際は、まず、内陸部を走る東北自動車道や国道4号の確保、次に、確保した道路から東西に沿岸部へ向けて延びる道路の確保、そして、沿岸部の道路の確保を進めたところであります。

このように、南海トラフ地震に備えるために、大規模防災拠点につながるくしの歯は、1本でも多く確保すべきと考えるところです。

例えば松阪市から奈良県へつながる国道166号、また、熊野市から奈良県へつながる国道169号、国道309号、そして紀勢自動車道を軸にアンカールートが改良が、知事を筆頭に、それぞれの県議会議員も含め、市町長たちも含めて、確実に進められているところであります。

一方、尾鷲市から奈良県へつながる国道425号というのがあります。

その前に、（パネルを示す）これを御覧いただきたいと思います。道路改良が進んでいる状況です。詳しく見ていただくと分かるんですが、この中で、改良率の非常に低いのが国道425号でありまして、御覧のとおりです。

国道425号についての部分は、未改良になっているところが多く見られます。防災の観点からも道路改良を進めるべきと考えています。その必要についての県当局の認識と今後の状況について、お聞かせください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** それでは、国道425号の道路改良についての県の考え方について答弁いたします。

国道425号は、尾鷲市を起点として和歌山県御坊市に至る道路で、三重県内の延長は18.9キロメートル、改良率は、先ほど議員の示したボードのとおり19.7%でありまして、三重県と奈良県を連絡する国道の中では改良率が最も低い状況であります。

大規模災害発生時の中部版くしの歯作戦において、国道425号は、紀勢自動車道の尾鷲北インターチェンジから国道42号までの0.3キロメートルがくしの歯ルートに指定されております。また、三重県広域受援計画においても、同じ区間が緊急輸送ルートに指定されております。

三重県緊急輸送道路ネットワーク計画において、東紀州地域と奈良県を結ぶルートとしては、先ほどの議員からの説明にもあった、紀伊半島アンカールートでもあります国道169号及び国道309号を災害時の人員及び物資の輸送確保のための緊急輸送道路に指定しておまして、現在は未改良区間が残る国道309号を優先して道路改良工事を進めているところであります。

このように、国道425号の尾鷲北インターチェンジから奈良県境までの区間は、緊急輸送計画に指定されておりませんが、大規模災害発生時における多重性、代替性の確保の観点から、重要な道路であると認識しております。

そのため、急峻な地域を通る国道425号では、災害への備えとして、落石のおそれのある道路のり面の対策を進めておまして、今年度、3か所で災害防除施設工事を実施しております。

対策が必要な箇所は残り49か所ありますので、これらについて、今後順次整備して、災害時も安全な道路の整備に努めてまいりたいと思っております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。御答弁をいただきました。

リダンダンシーという言葉は使われなかったですが、リダンダンシーの機能を果たさなきゃいけないし、現在、土砂災害対策で防除しているということで、残り49か所になるべく早く取り組んでいただくということの方向性で、力強い御答弁をいただきましたことに感謝申し上げます。

これですね、（パネルを示す）このパネルがルートであります。アンカールートに直接、途中でタッチするということ、つまり、奈良県に接続するところまで15キロメートル、未改良区間が15キロメートルで、全長18.9キロメートルなんですね。県境までの間の18.9キロメートルについての早期改良を行っていただきたいと思います。

これが、大規模広域防災拠点につながる横のくしの歯の1本になることをぜひ期待していきたいと思っておりますし、道路は、今回の場合防災を取り上げていますが、林業とか、それから観光とか、もういろいろな形のものが見えてまいりますので、その辺も考慮しながら、早く道路改良を進めていただきました

いと思います。

この国道425号について、1か月ぐらい前ですかね、私、ずっと写真を撮ってまいりました。（パネルを示す）これも尾鷲インターチェンジからすぐのところから始まりますが、トンネルがあって、実はこの幅なんです、歴史が古く、そして、（パネルを示す）又口川流域という川に沿って、これ、災害が起こったのでこうやって洞門も造り、2車線の道路、片側1車線の道路が整備されて、こういう道路がずーっと続くといいなと思います。

でも、しかし、現実的には、これが（パネルを示す）八幡トンネルで、もう長年通行止めになっていたりするわけですが、こんな道路でトンネルがございませう。

そして、（パネルを示す）これですかね、こういう感じで、基本的には、大型の車両が通れないという形になっています。

それから、（パネルを示す）これなんです、坂下トンネルというのがありまして、尾鷲市内に非常に近いですが、実は明治44年に造られたもので、非常に風情のあるトンネルであります。延長334メートル、幅員3.7メートルで、高さが3.8メートルという非常に歴史的な建造物に近いような形なんです、実はこの地域では最も早く、坂下トンネルとはいいますが、坂下隧道ということで、実はこれ、林道なんです。山の木を切って搬出する道路として、当時、明治時代、有料道路だったと言われていました。有料道路で木を出していたという、非常に風格のある道路でございませう。

実はこの前にもう一つトンネルがあったらしくて、私はそれは見に行けなかったんですけども、同じところの近くに小さい隧道がございませう。その入り口のところに名前が書いてあるんですが、今日も本当は写真を撮ってお見せするのがよかったんですが、鬼斧神鑿という揮毫がされているんです。当時の小倉信近という知事がおられまして、その方が揮毫されて落款も押してあるんです。官選時代の知事ですので、あちこちの県知事をやられた方なんです、この方が直筆で揮毫をされていらっしゃるんですね。

そういう歴史あるトンネルが、この国道425号の前身であります、そう

いう経過がございます。そういう歴史的な背景も考慮しながら、ぜひ道路の改良を進めていただいて、残すべき資産みたいなものは残していつて、新しい産業道路あるいは観光道路あるいは防災道路という形で、ぜひ進めてほしいと思います。

ここで、知事に少しお尋ねします。

先ほども申し上げましたが、三重県南部地域で大きな津波被害が想定される南海トラフ地震においても、東日本大震災のようなくしの歯作戦というのは非常に有効であると考えます。

人命救助や緊急物資輸送の支援を迅速に受けるために、他県とつながる道路整備は重要です。防災・減災の観点から、県をまたぐ道路整備について、知事の御所見を賜りたいと思います。

○知事（一見勝之） 中国の古い言葉に、多々ますます弁ずという言葉がございます。意味はちょっと違いますけど、あらゆる事業、公共事業もそうですけど、整備するものが全部できたら、これにこしたことはないわけです。

他方、県の予算、国もそうですけど、やっぱり限度がありますので、選択と集中もしていかなとあかんということは自明の理でございます。

県民の命を守らなきゃいけない、これは一番大事な行政のやっぱり使命でございます。令和5年度の予算でも「県民のいのちを守る」というのを大きく掲げさせていただいています。

その中で、まずは津波避難タワーですね。これ、まだ三重県は16から19、できていないんです。ほかの県に聞いてみると、大体みんなできていますというんやけど、これはまずいんとちゃうかということで、来年度、この津波避難タワーを造ろうとする自治体の方を支援する。さらには、津波避難計画の検証を支援するようなものをつくる。まずは命を守る、ここが一番大事やと思います。

東日本大震災、私も航空局で経験しましたがけれども、空港にもなかなか行けなかったというときに、今、くしの歯作戦で道路の啓開をしていったと。これはやっぱり非常に分かりやすい災害対策のポイント、要するにまず命を

守って、その後どうやって復旧していくかというときに、道路は非常に重要な手段で、災害だけではなくて観光とか産業にとっても、御指摘いただいたように大事でありまして、さらには、平成19年だったと記憶していますけれども、道路整備特別会計の議論をめぐる道路国会というのがございました。このときにも命の道ということで、三重県の南部の問題が実際に国会で取り上げられております。

道路の整備というのは、以上申し上げたように大事でございますけれども、やはり優先順位をもってやっていかざるを得ないというところがございます。奈良県の大規模広域防災拠点に向かう道というのは、北から行くと、国道25号、次は国道165号、国道368号、国道166号とあるわけでございます。

南部からは、国道309号を通じて国道169号で向かうということが出来るわけですが。国道425号でありますとショートカットができるのは事実なんですけど、国道425号は、先ほど部長から御答弁申し上げたように、まず安全性を確保せないかんということで、そこをやらせていただいているところでございます。

安全確保ができて、その上で利便性を確保していくというようなことで、順を追ってやらせていただきたいと考えているところでございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。知事の御答弁をいただきました。

順次進めていくということで、加速化してほしいということになるわけです。

（パネルを示す）これが県境の道路の境目です。県をまたぐ道路で、この部分は広いんですけども、要は対向できない道のパーセントが高いので、土砂災害等事業の適用を広げて早く取り組んでいただいて、改良区間を一日も早く延ばしていただくということをよろしくお願い申し上げまして、この項は終わります。

次に、気候変動による海岸保全施設の対策についてを質問させていただきます。

これも、国土交通省が取り組む防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の実施に際して、三重県独自の5年後の達成目標を令和3年5月に、つまり2年前ですが、策定し、取組が進められているところです。

(パネルを示す) これがそのときの1ページです。海岸堤防等による高潮対策の流域の所管のところでありますが、この令和3年3月現在では、対策が必要な約131キロメートルのうち80%を令和7年度末までに完成させるという目標としているところです。こうした取組の着実な推進は、県土の強靱化、県民の安全・安心につながると考えます。

一方で、気候変動に関する政府間パネルというのがございます。世界気象機関と国連環境計画により設立されたものですが、その最新の報告によりますと、2100年までに世界の平均気温が産業革命前と比べて2度上昇した場合に、平均海面水位は、2014年までの20年間の平均と比べておよそ最大で60センチメートル上昇すると。60センチメートルですからこのぐらい上昇すると予測されているところです。

また、国が設置した気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会では、令和2年に、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策に転換するように提言がされています。(パネルを示す) これがそれでございます。時間があるときに詳しくお話するとよろしいんですが、そういったことがございます。

これを受けて、実は東京都で海面が60センチメートル上昇した際に生じる可能性のある高潮や波浪についての検討を行ったところでありまして、気候変動に伴って台風が大型化していますが、伊勢湾台風を上回る大型台風を想定した防潮堤のかさ上げ計画、最大で1.4メートルを、昨年11月7日に東京港沿岸海岸保全基本計画の改定案としてパブリックコメントを出しました。今、集計中だそうなんですけれども、温暖化を踏まえた海岸保全基本計画の改定は全国では初めてなんですね、改定版を出したのは。ちなみに、東京湾の防潮堤のかさ上げというのがどのぐらい時間がかかるのかということ、80年間、だから2100年までの計画を想定して、段階的に進めるとあります。

そこでお伺いします。

こういう県がつくった5年後の達成目標で、目標設定そのものの防潮堤の整備の進捗状況もありますし、今後の見通しもあります。今回、私が質問に捉えた、国の気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会の提言を踏まえた対策について、当局の御認識と御対応についてどう考えているのか、お聞きします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、海岸の堤防整備の進捗状況と委員会の提言を踏まえた形の取組について御答弁いたします。

海岸保全施設については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を活用して、令和3年度から、5年後の達成目標を掲げて堤防の設置やかさ上げを進めております。また、施設の老朽化対策、津波が堤防を乗り越えても崩壊しにくくなるためのコンクリートを厚くするための対策なども進めております。

達成目標で定めた高潮対策については、令和2年度末において対策が必要な海岸約131キロメートルのうち73%が整備済みでありまして、令和7年度末までの5か年に約5キロメートルの堤防を整備し、約80%まで高めることとしております。

令和4年度末の状況ですが、長島港海岸など11海岸において対策を進めておりまして、その結果、目標の半分である約2.5キロメートルの整備が終わる見込みであります。あと残り3年間ではありますが、目標の約5キロメートルの整備を目指し、取り組んでいるところであります。

次に、気候変動を踏まえた海岸保全の取組でありますけれども、海岸保全施設の整備については、海岸法により、整備の基本的な事項を定めた海岸保全基本計画に基づいて実施することとされております。

本県では、平成15年に、一連の海岸を管理する愛知県、和歌山県の隣接県と共同して、三河湾・伊勢湾沿岸、熊野灘沿岸の海岸保全基本計画を策定しております。

国において気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会が設置されておりますが、その提言を踏まえて、平均海面水位の上昇など、外力の長期変化に対応していくことが必要とする基本方針を国が示しておりまして、全国の海岸保全基本計画を令和7年度までに変更する目標を掲げております。

本県においても、今年度、国、隣接県との調整を実施しておりまして、令和5年度から平均海面水位の上昇や台風の強大化に伴う将来影響の推計を行う予定です。その上で、気候変動による外力の変化量や背後地の状況等を考慮した堤防等の高さの考え方を整理して、令和7年度までに変更する予定であります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

非常に明確な御答弁をいただきました。国の調査を踏まえて、提言も踏まえて取り組んでいただきたいと思います。

じゃ、次に参りたいと思います。

水産王国みえの復活とさらなる発展に向けた今後の水産振興についてを質問させていただきたいと思います。

漁船漁業の振興というのは、資源管理による漁獲量増加に向けた取組にどのように取り組むのかについて、1問目を質問します。ちょっと原稿を読ませてもらいますね。

本県の水産業は、全国有数の生産量を誇っていて、安全で安心な水産物の安定的な供給、地域経済の発展、漁村文化の形成など、大きく貢献してきたところです。

しかし、現在では、漁業従事者の高齢化や減少、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の低迷など、その取り巻く環境はさらに厳しさを増しています。

ちょっとパネルを御覧ください。（パネルを示す）パネルのとおりです。もう右肩下がりで。これを何とかしないといけないということになるわけです。

そのような中、県では、令和2年に、ちょうど私が環境生活農林水産常任委員会だったんですが、3年前のことでした、三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画が策定されました。そのタイトルが「水産王国みえの復活とさらなる発展に向けて」ということで、現在進めているところです。

計画では、漁船漁業について、資源を適切に管理しながら産出額の向上を図ることを目標にしています。

三重県の漁船漁業では、サバ、イワシ、カツオ、マグロ、マダイ、イセエビなど多種多様な魚種が漁獲されていますが、多くの魚種で近年の漁獲量、産出額は減少しています。

その主な要因というのは、資源量の減少というのがあります。もう一つは、もう一つというか、それは漁船漁業の振興に当たっては、資源管理にしっかり取り組まなければならないということでもあります。漁獲量の増加を図っていくということになるわけで、管理型の漁業ということになるわけですが。

そこでお尋ねするんですが、この資源管理による漁獲高の増加に向けた取組なんですが、現状と見通しについてお尋ねいたします。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、漁船漁業を振興するための資源管理に関する取組についてお答えいたします。

漁船漁業の振興に当たっては、持続的に漁獲量を確保できるよう、水産資源を適切に管理しつつ、その量を着実に増加させていく必要があることから、国、県、漁業者が連携して、科学的な評価に基づく資源管理に取り組んでおります。

具体的には、サバやマイワシなど日本周辺を広く回遊する魚種については、国が資源評価に基づき漁獲量の上限を定めており、県は、その上限を超えないよう漁業者に周知するとともに、漁獲された魚の量や大きさなどを国に報告しております。

本県では、サバやマイワシなど6魚種が資源評価の対象となっており、現在、国において魚種の増加が検討されております。

一方、マダイやイセエビなど沿岸に定着する魚種については、県が資源評価を行い、情報提供することで、漁業者による漁獲制限など自主的な資源管理が行われています。

県では、これまで20魚種、沿岸魚種の漁獲量の44%を資源評価しており、令和4年度は、新たに3魚種の資源評価を進めています。今後、さらに魚種を増加させ、令和10年までに70%を評価できるよう取組を進めたいと考えています。

今後も引き続き、国、漁業関係者と連携して、資源評価に基づく適切な資源管理を進めることで資源量の増加を図り、漁船漁業の振興につなげてまいります。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

これも大きな課題であるとは思いますが、例えば北欧とかノルウェーとかを中心に管理型で、特に北海道なんかもいい例があると思いますが、ぜひ熊野灘沿岸も資源を豊かにするために、県の指導に基づいて、息の長い仕事かも知りませんが、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、浮魚礁の増設についての質問をします。

浮魚礁ってこういうものですかということで、（パネルを示す）我が会派の長田代表と谷川議員と一緒に、現物を見に行ったときの写真であります。船に乗って現場を見てきました。これ、沖合50キロメートルに設置されたものです。

それから、（パネルを示す）これが、もう一つの新しいほうです。4号と書いてございますかね。これを私どもとしましては、この話をするのに現場の漁師さんに聞き取りをしますし、もう以前からも常にお声をいただいています。

現在、熊野灘には浮魚礁が設置されているところですが、ここ数年、浮魚礁周辺でのカツオなどの漁獲量が増加しています。多くの漁船が利用しています。漁船漁業というのは魚を探しに行くわけですね。そこで群れていると

ころを取ってくるわけですが、浮魚礁があれば、漁場を探す手間と経費が抑えられます。

地元の水産関係者からのお話を聞きますと、漁船漁業の経営が厳しい中、浮魚礁は大変よい漁場となっていて、ぜひとも増やしてほしいとの声が多く寄せられたところであります。

そこでお尋ねするんですが、漁船漁業の産出額の増加や経営改善に向けて浮魚礁が有効と考えますが、今後、増設の計画があるのかお尋ねします。

議長、これは関連質問と捉えて、自席で御答弁いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（前野和美） はい。

○農林水産部長（更屋英洋） 浮魚礁の今後の計画でお答えいたします。

県では、漁船漁業における漁獲量の増加と生産性の向上を図るため、魚を効率的に集める浮魚礁を熊野灘に整備するとともに、関係市町と漁協で構成されます三重県浮魚礁利用調整協議会と連携しながら適切な管理に努めています。

浮魚礁周辺における漁獲量ですが、昨年度、過去最高の740トンとなり、今年度はさらに昨年度を上回る見込みとなっています。

こうした好調な漁獲状況を踏まえ、昨年12月には、協議会から県に対して浮魚礁の増設に係る御要望をいただいたところです。

県としましては、漁船漁業の産出額の増加や経営改善に有効である浮魚礁の増設に向けて、国事業の活用も含めた検討を進めてまいります。一方で、増設した場合には、漁業者の維持管理に係る費用負担が増加することから、協議会と十分に協議しながら対応してまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 御答弁いただきまして、ありがとうございます。

非常に有効だし、ここ近年は非常に豊漁になっていましてということです。

ちょっとパネルをもう1枚。（パネルを示す）これは、熊野灘沿岸でどこに設置しているのかという4個、ナンバー4と2と、今現にあるわけですが、

1と3が流失したままで、もともと4基あったものなのですが、丸にバツテンがついているのがパヤオという簡易型の浮魚礁なんです。

これ、先ほどの写真の浮魚礁は本格的なものでございまして、大体、物そのものが1億5000万円ぐらいかかっていくということです。設置はまた別だと思いますが、公共事業みたいに起債も効きますし、やっていってほしいなとは思いますが、やっぱり関係者の同意と、それから利用料、使用料の観点とかも含めて、皆さんでやりましょうという方向づけを確認しながら、県としても最大限アドバイスしながら取り組んでいただきたいと思います。

もう1枚は、このパヤオという、(パネルを示す)これは簡易型で、これはもともと地元の紀伊長島町漁協の人たちが造ったものが改良されて、これを手作りで、竹とヒノキと浮きで、これにも魚はたくさん寄ってくるわけです。これで小さい魚が寄ってきて、それを追う大きい魚がどんどん周りに寄ってくるという形のもので、ですので、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

次に、定置網漁業の担い手の確保についてもお聞きしたいと思います。

これもパネルを御覧ください。(パネルを示す)これが海面漁業就業者の数であります。もう明らかに減ってきています。これはもう漁業協同組合数、正組合員の数もちろん減ってきていますし、もうそれでは生活できていけないということもあったりして、そんな状況です。

それから、これは(パネルを示す)定置網漁業の漁獲量を示したものです。これも明らかに減ってきています。減っています。これを何とかしないといけないということになるわけですが。

実は去年も、今年もですが、ブリが定置網で非常に豊漁でございまして、実は地元の仲買にお伺いすると、こんな経験はいつ頃あったのと言ったら、もう経験したことがない、40年前にこんなあったかなという感じのことぐらい、紀北と尾鷲の定置網の人たちのお話を聞いても、1回では揚げられなくて2日に分けてとかという形で、すごくよかったんですね。

それはもう気候によって、黒潮蛇行によっていろんな形が、要素が考えら

れるわけですが、しかし、働き手が少ないというのは事実でありますし、もう一方で、新しい漁船を造ったり、スマート技術を導入したりしながら省力化にも取り組んでいる先進的な取組もあります。

一方ではという話ですが、定置網の漁業権というのがありますが、免許数は全体として減少です。私の地元でも、定置網の数は減っています。その主な原因が担い手不足ということでもあります。

県では、担い手の確保に向けた様々な取組を行っていると思いますが、現状どのような認識でおられるのかというのを聞きたいんですが、ちょっと定置網のパネル、（パネルを示す）普通の大きさのものと、この船も新船を使ったり、網を新しくしたりとかという水産庁の補助金事業がありますので、そんなのを活用して造られています。

大型ですと、（パネルを示す）こういう形のものでございます。これも網目とか向きとか、その浦々によって、定置網をかける場所によっていろいろ知恵が出てくるんだと思いますが、こんなようなものです。

ですので、その部分についてどのように、つまり担い手の確保について御答弁をいただきたいと思います。

○農林水産部長（更屋英洋） 定置網漁業の担い手の確保に向けた取組について答弁いたします。

県南部地域の重要な産業の一つであります定置網漁業における担い手の確保に向けては、県では、漁連、市町、三重県農林水産支援センターと連携しまして、就業フェアでの漁業や就業支援策の紹介、漁協や漁業者グループが運営する漁師塾における研修支援、国の研修助成金制度の活用促進に取り組み、平成29年度から令和3年度までの5年間に、新たに44名の就業につながりました。

今年度は、担い手の確保をより一層進めるため、オンラインでの県内の漁業や漁村の暮らしを学べるみえ漁師S e e d sの開設、経営体の労働条件の改善に向けた中小企業診断士や社会保険労務士による伴走支援に取り組んでいるところであります。

令和5年度は、さらに就業希望者が漁業や漁村での生活に対する不安や疑問を直接漁業者に相談できる仕組みを構築したいと考えています。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

いろんな取組はされていらっしゃるという、漁師塾をはじめ、いろんなところでイベントも開催しながらやっっていると思うんですが、さらに寄り添って、細かくそれぞれの定置網協同組合とか株式会社とかがあるわけですが、課題の解決に寄り添っていただいて、素早い対応をよろしく願い申し上げます、特定技能も、それから技能実習生もいろんなところ、漁協、それから漁連とかも含めて取り組んでいただきたいと思います。

続いて、新魚種の養殖と海外への販路拡大について、お尋ねします。

本県の漁業産出額に占める養殖漁業の割合は増えています。その重要性は認識されています。特に、熊野灘海域では、全国一の生産量を誇る、私、毎回取り上げていますが、マハタをはじめ、マダイ、ブリ、クロマグロなどの魚類養殖が盛んに営まれています、さらに伸ばしていくためには、これまでの魚種に加えて新たな魚種の養殖が必要だと考えます。

既に来年度の予算で公表されていますし、全員協議会等でも御説明いただいています、マサバへの新しい取組が来年度は計画されています。その現状、マサバ以外も含めて、新しい魚種に対する養殖への取組が1点目。

それから、もう一つは、やっぱり養殖でいきますと、世界は新興国を中心に経済成長、海外の日本食レストランの数も増え、また、魚食の健康志向など海外における水産物の需要が高まっているという状況であります。

日本人は魚よりも肉を食べるようになったようですが、これももう一回回復しないといけないと思いますが、つまり、海外のニーズ、需要にやっぱり応えていく、的確に応えていく、しかも値段の高い魚が出てきますので、販路拡大がますます重要になってきていると思います。

そこで、魚類養殖のさらなる発展のため、海外への販路拡大に向け、具体的にどのような取組あるいは計画を持っているのかをお尋ねいたします。

○農林水産部長（更屋英洋） 新たな魚種での養殖とか輸出に向けた販路拡大についてお答えいたします。

魚類養殖業は、本県の養殖業産出額の6割を占める重要な産業であります。魚類養殖業のより一層の発展を図るため、県では、マダイ、ブリ、マハタなどの魚種に加えまして、養殖期間が短く、早期に出荷できる新たな魚種の導入に向けた技術開発を行っています。

今年度、令和4年度は、中食・外食の需要が高いトラウトサーモンや、身と肝が好まれるカワハギを対象に取り組んでおりまして、令和5年度からは新たに、生食での需要が見込まれる、寄生虫アニサキスがいないマサバに取り組みたいと考えています。

輸出につきましては、国は、本県の主要な養殖魚でありますマダイ、ブリを輸出重点品目に選ぶとともに、輸出に関する事業計画を策定した事業者の施設整備や販路拡大を支援しております。

一方、県は、国の制度を活用できるよう、県内事業者の輸出事業計画の策定を支援するとともに、販路拡大に向けて、国、ジェットロと連携して、海外バイヤーとの商談機会を創出しているところです。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

本当に日本人が魚より肉のほうが割合が高くなってきたわけですが、新興国あるいは欧米を含めて、日本に観光旅行に来ました、日本で初めて刺身、寿司などを食べた、ああ、これはおいしいじゃないかということで、それで消費が上がった。コロナ禍で3年間は凍結していますが。

一方、母国へ帰って、日本食レストランで魚を食べたい、生の魚を食べたい、刺身を食べたいという需要が多くなったということと、それから健康志向ですね、やっぱり魚は健康にいいよということでどんどん増えている。

これは日本人対象にも、地元の人も含めて、学校給食を含めて、魚を提供するようになってきましたけれども、そういった段階の中で、養殖が安定的に安心して出せるということですので、ぜひ今以上にさらなる発展を、支援

をお願いしたいと思います。

これは質問ではなくて要望ですが、令和7年には全国豊かな海づくり大会が三重県で41年ぶりに開催されると決定されたということのニュースでございます。昭和59年に第4回大会として、浜島町、現在の志摩市であります、浜島港で開催されて以来のことであり、2回目のことでもあります。

水産資源の保護や漁業の振興などを目的とされていますが、全国に三重県の水産物の魅力を発信する絶好の機会として捉えて、ぜひともしっかりと振興、発展につながる大会となるよう取り組んでいただきたいと思いますようお願い申し上げます、この項目は終わります。

残り13分となりましたので、最後の4項目に移ります。

これは、現在、尾鷲市での誘致の計画を踏まえての質問です。尾鷲市における大規模集成材工場の誘致をふまえた、森林・林業振興について、質問させていただきます。

これは、後で少し知事にコメントをいただくかも分かりません項目です。

現在、尾鷲市では、尾鷲港の中部電力尾鷲三田火力発電所跡地に大規模な集成材工場の誘致計画があります。この件に関して、本県の森林・林業振興、さらに東紀州の振興の観点からお聞きしたいと思います。

本県の林業は、森林資源の大半が利用期を迎えているものの、林業従事者や林業産出額は右肩下がりの状況が続いています。

パネルを御覧ください。（パネルを示す）これは林業就業者数です。このグラフを見ると、もう明らかに山から離れていっている。働く人がもう全然いないという状況です。

それから、これが（パネルを示す）林業産出額の推移でございます。これは貨幣価値を換算していませんので、もう今の金額そのままストレートに当てはめてもらえばいいです。ですから、例えば昭和63年がピークであります、このときの値段はそのときの価格そのものですので、今の価格に、貨幣価値に換えるとすごい倍数になってくると思います。こういう状況であります。

それから、林道開設延長につきましても、昭和55年と比べ30分の1まで減少していると。(パネルを示す) 山から木を出すには林道、作業道網が必要ですが、全く進んでいない。昔造った林道であっても実際機能する道となっているかどうかすら分からないという状況でございます。つまり、間伐がほとんどになってきていますので、皆伐するための道路がないという状況でございます。

ちょっと翻っていきますと、このパネルですね、(パネルを示す) これまたお読みいただいて、県庁の資料からパネルにしました。これは財源も書いてあります。昭和39年に建築された現在の県庁舎の話であります、築59年経過しているわけです。

当時の建築費の財源を調べてみます。パネルを御覧いただきたいかな、これですね。(パネルを示す) これそのままの一番左上に、財源内訳も総工費も書いてございます。これは見てのとおりでございます、一部に県有林売却費というのが充てられているんですね。昭和39年のことです。当時、県庁舎の建築費が12億4700万円できた時代であります。今だと大体500億円ぐらいというふうに、岐阜県庁がそうだったと思いますが、500億円ぐらいと目算をします。県有林の売却が6000万円、当時あって、全体経費の5%ぐらいを占めているというのが分かります。

かつての三重の林業は活発で、木を植え、育て、収穫し、また植えるという緑の循環を通して守り育てられてきました。そうすることによって、山村地域の生活や経済を支える産業として、極めて重要な役割を担ってきたという歴史でございます。

しかし、現在は、収益性の著しい低下で森林の荒廃が進み、森林所有者の意欲がもうなくなって、喪失しています。木材生産の低迷など、極めて厳しい状況に置かれているという現実です。

また、一方、近年では、多気町に大型合板工場が立地されたほか、県内に複数のバイオマス発電所が稼働するなど、木材需要は増加しているものの、林業の採算性を左右するような一番価値の高い建築用材の需要が伸び悩んで

いる状況です。

このような状況の中で、尾鷲市への大規模な集成材工場の誘致は、本県の森林・林業を考える上で大きなターニングポイントになると私は期待しています。

仮にこの誘致が実現するとすれば、県産材の安定的な需要を確保し、素材生産量の増加、林業の活性化につながることを期待されます。林業の活性化につながる、期待される、そして将来的に大変価値のあるものと私は認識いたしております。さらに、雇用の創出や関連産業への波及効果など、東紀州地域の振興の観点からも大きな希望と期待を寄せているところです。

さらになんですが、ちょっと視点を変えるわけですが、東京の国立競技場をはじめとして、体育館やスタジアムといった大型の公共施設の木造・木質化が進められているのはなぜかという、人や環境に優しく、樹木は成長過程で多くの二酸化炭素を吸収し、木材になっても炭素を固定し続けます。つまり、木造建築を増やすことによって地球温暖化の防止にも役立ちます。まさに木材を使うことは、持続可能な開発目標そのものだと思います。

例えば極めて近い将来に県庁舎の建て替えを検討するときにやってくると想像します。そのときに県産材を活用して、県内工場で生産されたCLT、クロス・ラミネーテッド・ティンバー構造で木質の県庁舎ができるとすれば、まさに夢のような、胸が躍るような話となると思います。

これがちょっと、(パネルを示す) サンプルを見せてもらいました。こういうきれいなデザイン性とか、それから快適性とか、木が持つ機能を働く人が享受できるというようなものが一つ。森林・林業白書からの出典です。

もう1枚、こういうのもあります。(パネルを示す) これも森林・林業白書から取ってきました。これは10階建てぐらいだと思いますが、今の構造計算等、建築専門家によると、防火であるとか、いろんなクリアしなければいけない問題が一定克服され、課題解決はされてきたので、例えばドーム型のものとかというのはほとんどが集成材でございまして、集成材を使ったもので造られております。ですので、可能ということになってくるわけです。

人が働きながら、その環境の中で豊かに過ごすということ、これはマーケットインの考え方だと思いますが、そういった時代に突入していますので、そこでお伺いするんです。

現在の尾鷲市のプロジェクトに関して、県も関与して検討が進められているとお伺いしていますが、その検討状況をお聞かせいただきたいと思えます。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、尾鷲市における大規模な集成材工場の誘致について、現在の検討状況についてお答えいたします。

尾鷲三田火力発電所跡地への大規模集成材工場の誘致につきましては、昨年の10月に尾鷲市や尾鷲港振興会の皆さんから県に対して御要望をいただきまして、11月以降、関係事業者で構成する会議に県も参画し、これまでにない大規模な集成材工場の立地に向けた検討を進めています。

具体的には、工場への原木の安定供給に向けて、県内の森林資源情報、林道・作業道など木材搬出に必要なインフラの情報、森林経営計画に基づく伐採予定量などの情報を収集するとともに、こうした情報を航空レーザ測量や森林情報管理システムを駆使しながら解析することで、実際に搬出可能な資源量を調査しているところです。

また、原木を安定的に供給し、林業を持続可能とするためには、森林の伐採と併せて新たな木を植える再造林が必要不可欠なことから、こうした作業を行う人材の確保・育成や必要な支援策についても今後議論を行うこととしております。

大規模な集成材工場を安定的に稼働させていくためには、材料となる原木の安定供給が必須であり、行政や林業関係者等が同じ目標を共有して、しっかりと協力体制を構築していくことが重要と考えています。

今後も引き続き、県も主体的に関与し、地元市町とも連携しながら、誘致の実現に向けて関係事業者との協議を進めてまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） 今のやり取りの中で、一つは、尾鷲市のこういう企業誘致という問題はあるにせよ、それに対する協力、バックアップ体制というのは、今、部長から答弁いただきました。林業の課題を解決しなきゃいけない。

もう一つは、木材でC L Tを使った、例えば大規模な公共施設を造っていくとか、あるいは県庁はたまたま例に、私、引き合いに出しましたけれども、これへの考え方とか、林業振興とは別な角度で知事の御答弁をいただければ、感想でも結構なんですけど、お聞かせいただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 議会のほうで三重の木づかい条例もつくっていただきました。

三重県の林業、振興という観点ではなくて木材を使うという観点から、これは三重県だけではなくて、全国的にかなり少なくなってきたのが、今までの状況です。

ところが、これは外国も含めまして、東京もそうなんですけど、大手住宅メーカーに話を聞いていきますと、これからいろんなところで木材を使うというような流れに変わってきております。また、その中で、外国からの木材が少なくなってきたので、国産材を使うということになります。

そうしますと、木材、山をたくさん持っている三重県としてはビジネスチャンスが出てくると思いますので、公共施設に限らず、木材を使っていくようなことをしっかり考えていきたいと考えているところでございます。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

無難な御答弁になりましたけれども、例えば県庁を建て替える時期がやがてやってくるので、これをC L Tでやるというぐらいのことはすごくインパクトがあって、この三重県にとってはすごくよい情報だと思います。

このプロジェクトが実現すれば、本県の林業振興、さらには東紀州地域の振興に大きく貢献すると思います。県と尾鷲市、関係者が一致団結して取り組んでいくことを期待します。しかも、知事がリーダーシップを取っていただきたいと思います。

実際に誘致が決まった時点で、新たな次元で強力に進める必要があると思いますし、将来、これが大きな転換点になると思いますので、ぜひ取り組んでいただきますようお願いし、この質問を終わらせていただきます。

御答弁いただきましたことに心から感謝を申し上げます。引き続きよろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） お疲れさまです。

伊賀市選挙区選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。どうぞよろしく願いいたします。

まず、伊賀・山城南・東大和定住自立圏の取組について、お伺いします。

定住自立圏構想とは、地方の加速する人口減少や少子・高齢化などの課題に対して、中心市の都市機能と連携自治体の魅力を活用して相互に役割分担し、連携協力することで、その圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方圏への定住を促進するための取組です。昨年11月現在で、全国で140の圏域でその取組が進められています。

全国に二つしかない三つの県をまたがる取組だそうなんですけれども、私たちの伊賀市、京都府南山城村、京都府笠置町、奈良県山添村から構成される伊賀・山城南・東大和定住自立圏は、三重県、京都府、奈良県の3府県にまたがり、古くは大和街道、伊賀街道が整備され、都と隣接する交通の要所として、今日では圏域内に東西に国道163号、国道25号、名阪国道やJR関西本線が横断し、従来から買い物、医療、通勤など、暮らしに欠かせない生活機能面における人の流れや住民相互の交流が根づいており、一つの生活圏を共有していると言えます。

令和4年度からの5年間を計画期間とする第2期伊賀・山城南・東大和定住自立圏共生ビジョンでは、大阪湾に流入する淀川水系の一つである木津川が圏域内を流れていることにちなみ、「水と歴史でつながる圏域」を将来像に掲げ、医療体制や子育て支援、防災体制、働く場所の確保、地域公共交通体制の構築など、地域で暮らす生活基盤の確保・充実を図り、住み続けたい地域で暮らせる圏域を目指すこと、それぞれの地域資源や地域に暮らす人材の交流により、圏域全体で多様な資源の魅力を高め、にぎわいを創出すること、特に幼少期から圏域住民としての一体感を醸成するために、交流を通じて、エリアプライド（圏域の誇り・自尊心）の醸成を目指すこととし、府県をまたがる4市町村が連携して様々な施策に取り組んでいるところです。

そこで、知事にお伺いします。

府県を越えた生活圏に基づく定住自立圏の取組をどのように認識し、今後、支援していく考えがあるのか、知事の見解をお尋ねいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 県内でも四つの地域で定住自立圏というのがございまして、取組が様々進められております。

伊賀地域ですと、これは、議員御指摘のように、県をまたぐということでございまして、ほかには栃木県と福島県と茨城県で3県の定住自立圏をつくっている例がありますが、伊賀市では京都府、そして奈良県と一緒にあって、医療、健康福祉、あるいは教育について定住自立圏をつくって、そ

こで協働しているということでございます。

行政区画ができる前に、当然ですけど住民の生活というのはあるわけでございますので、行政区画にとらわれ過ぎて行政展開をせないかんということでは必ずしもないと思います。

ただ、税金をどこから集めているのかということ、その税金を使ってどういう業務を行っていくのか、これは実際に税金を払っておられる方々との関係もあるものですから、その辺には配慮をしながらやっていくということだと思います。

去年の5月に伊賀市の岡本市長と円卓対話をやらせていただきました。そこでも定住自立圏について詳細な御説明をいただきました。議員御指摘のように、地元の方がプライドを持ってやっておられるのがよく分かりました。

生活圏をつくるということだけではなしに、活性化していくというのも大事やと思いますので、県としても支援をしていきたいと考えているところでございます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

ちょっとパネルを出すのを忘れていたんですけど、（パネルを示す）こういう位置関係と規模感、ピンク色が伊賀市で、黄緑色が南山城村、水色が笠置町、そしてオレンジのところは奈良県山添村ということで、「わたしたちは生活圏を共有しています」という、こんなアピールをしています。

ぜひ知事にも、こういう生活圏に基づいて、京都府や奈良県との連携ということも一層強めていっていただきたいなと思っています。

先ほど述べた定住自立圏共生ビジョンの中の取組の一つに、京都府南山城村、笠置町から一部の例外を除いて、伊賀市内の三重県立高校に進学できないことから、それぞれの市町村がそれぞれの府県に働きかけを強め、進学エリアの拡大を目指すこととしています。

これまでは周辺に類似する学科がないなど例外的な措置でしたが、それだけではなく、一つの生活圏として次世代の地域づくりにつながる連携や交流

をさらに加速していくという観点からも、山城南地域の生徒の伊賀市内の三重県立高校への進学を可能とすることが必要であると考えています。

これまでの協議の経過はどのようになっているか、山城南地域から伊賀市内の県立高校への進学を可能とすることの今後の見通しも含めて、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 私のほうからは、伊賀地域の高校へ近隣の自治体から生徒が来ていただくことについて答弁いたします。

県外からの入学志願についてですが、まず、県立高校への入学志願は、原則として保護者と県内に居住されている方を対象としております。それで、県外からの入学志願は、交通不便により居住する府県の高校への通学が難しい場合に、県内の高校で受け入れた場合の影響等を勘案した上で、対象生徒の居住地、あるいは志願できる高校とその人数などについて関係府県と協定を締結し、志願を可能としております。

それで、現在、京都府との間では、笠置町と南山城村の生徒が通学可能な範囲の府立高校に建築科が設置されていないことから、伊賀白鳳高校の建築デザイン科へ志願できることとしております。また、伊賀市の生徒は、協定により隣接する奈良県の高校に志願できることとなっております。

そうした中、令和4年10月に京都府笠置町、それから南山城村、伊賀市の関係者の方々から、笠置町と南山城村の生徒について、定住自立圏の中心市である伊賀市内の県立高校3校への志願ができるようにという御要望をいただきました。

他府県の生徒の受入れにつきましては、県内外の生徒が互いにより影響を受けて成長でき、高校のさらなる活性化にもつながります。また、生活圏を同じくする場合は、卒業してからも共に地域をつくっていくということが期待されます。一方で、県内の中学生の進路選択への影響も考えられる場合があります。

御要望のありました伊賀市内の高校への志願につきましては、中学生への

影響等について伊賀市などの意見を聴きながら、これまでの協定と同様に志願者数などに一定の条件をつけつつも、入学志願ができるよう検討を進めているところです。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） ありがとうございます。

生活圏のそういう結びつきに基づいて、これからの交流や連携を深めていくという観点で前向きに検討を進めていっていただくということでしたので、それは非常に新しい切り口だと思うので、前向きな答弁をいただけたと思っています。

ぜひ山城南地域の子たちとの県立高校との日頃からの交流とか情報発信というのも今後やっていただきながら、いい方向に結びつけていっていただきたいと思います。

それでは、次の県立あけぼの学園高等学校の存続についてということでお尋ねしたいと思います。

三重県では、少子化の進行による中学校卒業者の減少を踏まえた県立高等学校の特色化・魅力化や適正規模、適正配置を進めるため、平成14年度以降、県立高等学校再編活性化基本計画、県立高等学校活性化計画をそれぞれ推進し、保護者や地元関係者等で構成する協議会を設置するなど、県立高校の活性化が始まってきたところです。

伊賀地域の県立高校は、平成21年に伊賀市内の上野農業高校、上野工業高校、上野商業高校の3校が統合し、伊賀白鳳高校となり、平成28年には名張市の名張桔梗丘高校と名張西高校の2校が統合し、名張青峰高校となって以降、伊賀地域には伊賀市内に3校、名張市内に2校の現在の配置となっているところです。

そのうち、県教育委員会が統廃合も視野に入れる1学年3学級以下の小規模校とされているのが、伊賀地域の北東部にあるあけぼの学園高校です。

（パネルを示す）こんな学校です。名阪国道を御利用になる方でしたら、御代インターの近くにあります。こういう学校なんですけれども、1学年80人

の総合学科が設置され、製菓調理、美容服飾、健康福祉、情報教養の4系列の特色ある教育活動が展開をされています。

そこで、これまでの県立あけぼの学園高校の活性化、魅力向上の取組に対して県としてどのように評価しているか、同校の志願者数の推移を含めてどのような成果を生み出しているのか、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） あけぼの学園高校の活性化、魅力向上の取組についてどう評価するかという御質問をいただきました。

あけぼの学園高校は1学年2学級の総合学科の学校で、全ての生徒と教職員が互いに顔の見える環境にあります。こうした特性を生かして、例えば外国につながりのある生徒や特別な支援を必要とする生徒をはじめ、生徒一人ひとりへの丁寧な指導を行っており、地域に貢献し地域から信頼される学校、総合学科の学びにより多様な進路の実現を可能とする学校を目指しております。

具体的な教育活動として、生徒の状況に応じた基礎学力の定着に取り組むとともに、学年全員でのフィールドワークによる地域の産業・文化の学習、それから、小・中学校との交流や地域のイベントへの参加など、体験的な学習にも積極的に取り組んでおります。

また、総合学科の特色を生かし、多様な進路実現に向け、社会人講師にも御協力をいただき、様々な選択科目を設け、専門的・実践的な教育を進めています。

特に美容服飾系列においては、資格取得を目指し、長期休業中に専門学校でも学ぶ、いわゆるダブルスクールの仕組みの導入や高校生美容室のAkebono Hairの設置など、特色ある取組を進めています。

こうしたあけぼの学園高校の一人ひとりへの丁寧な関わりや地域と連携した学びなどによって、生徒の学習意欲が向上し、その進路実現につながっていると考えております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） 志願者の推移は、結果としてどうなっているか。

○教育長（木平芳定） 志願者の推移については、あけぼの学園高校については2クラスですけれども、ほぼ2クラスを満たすという状況が続いて、一部これまで80人に満たないというところがありましたけれども、80人をほぼほぼ満たしているという状況に今年度もなっております。

[21番 稲森稔尚議員登壇]

○21番（稲森稔尚） ちゃんと通告したので、答弁をちゃんといただければありがたいです。

それでは、そのような積極的な活性化、魅力向上の取組の成果が上がっているにもかかわらず、令和4年3月に新たに策定された県立高等学校活性化計画に基づいた検討の中では、今後、伊賀北部の人口減少が殊さら強調されているように感じます。

現在の計画策定時に私も所属していました県議会の教育警察常任委員会での、統合ありきの議論をしてはならないという懸念が全く無視されているのではないのでしょうか。

私たちの地域からは、伊賀地域高等学校活性化推進協議会以外の地域を巻き込んだ議論が不十分であること、あけぼの学園高校の特色を生かした地域とのさらなる連携を願っているということ、小規模校ならではの多様な学びの保証が必要であり、その選択肢を奪ってはならないこと、県が設置を検討している県立夜間中学を併設してはどうかなどの声をお聞きしてきました。

くれぐれも、活性化を協議するという美名の下に、だましましのあけぼの学園高校の統廃合ではなく、魅力ある小規模校としてあけぼの学園高校の存続を強く求めたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

[木平芳定教育長登壇]

○教育長（木平芳定） あけぼの学園高校に係る議論について御答弁申し上げます。

まず、伊賀地域では、平成16年度から地域協議会を設置し、県立高校の在

り方について検討を進めてまいりました。

その中で、令和元年度と2年度の協議では、子どもたちに育みたい力や多様な子どもたちの状況と学習環境への対応、地域の県立高校の在り方について5回にわたり協議を行っていただき、令和3年3月に協議のまとめが策定されております。

その協議のまとめでは、今後の中学校卒業生数の減少に対し、学級減で対応していくと各校の小規模化が一層進行し、部活動や学校行事も含めた活性化や魅力の維持向上が難しくなることから、現在の5校の再編も含めて検討し、その結果を令和7年度頃までに明らかにする必要があるとされたところです。

また、その際は、各校の果たしている役割や学びの選択肢をどう整理し分担していくかに加え、学習ニーズを踏まえながら各校の特色化・魅力化を見据えて検討を進めることが求められるとしています。

これに加え、議員から先ほど御指摘がありました、令和4年3月に策定いたしました県立高等学校活性化計画では、今後の中学校卒業生数の減少の状況などを踏まえると、これからの時代に求められる学びを提供していくには、現行の配置を継続していくのは難しい状況にあり、各地域の高校の学びと配置の在り方について検討を進め、その中で1学年3学級以下の高校は統合についての検討も行うこととしています。また、こうした検討・協議は、統合という結論ありきで協議するのではないとしています。

今年度の伊賀地域協議会では、この活性化計画を示して統合という結論ありきではないことを説明した上で、伊賀地域の県立高校の学びと配置の在り方について、令和3年のまとめを踏まえて協議をしていただいています。

協議会では、各学校の果たしている役割や学びの内容、これから大切にすべきことなどについて協議していただいております。委員からは、さらに議論を深めるために、伊賀地域の5校の学びの詳しい資料の要望や中学生や保護者へのアンケート実施の提案などがありました。

今後も、これからの時代に求められる学びを提供していけるよう、伊賀地

域協議会において、他県の活性化の先進事例を共有するとともに、中学生や保護者へのアンケートを行うなど、地域の実情を踏まえ丁寧に協議を進めてまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 地域を巻き込んだ議論が不十分だということは強く思うんですけれども、伊賀市では自治基本条例に基づく39の住民自治組織があります。ぜひそういうところを巻き込んで、もっと裾野の広い議論をしてほしいと思います。くれぐれも教育委員会事務局に、ありきではないやり方をやりなさいと強く申しつけておいてほしいと思います。

それから、これまでも県立高校の定員が私学と比較しても大きく減少してきました。学校のこれからの配置の在り方や定員、あるいは募集の在り方についても、決して私学の業界目線ではなく、子どもの目線で物事を決めてほしいと思いますが、教育長、その辺いかがですか。

○教育長（木平芳定） 高校の募集定員については、毎年度、丁寧に関係者からなるところで協議もしておりますし、その前提となる考え方については、5年スパンというか、その前に大きな考え方をして協議して、それに基づいて我々も、多分私学の側もそうですけど、三重の子どもたちの教育を共にどう担っていくかという観点でやっておりますし、今後もその観点を大事にしてしっかり取り組んでいきたいと思います。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） くれぐれも学校の配置にしても、学校の統廃合にしても、いろんな公私比率にしても、子ども目線で進めてください。たった一人の子どもはじかれるようなことがあってはいけません。その辺、強く強く強く申し上げておきたいと思います。

それから、あけぼの学園高校の通学経路、名阪国道の御代インターチェンジ、大変危険なところを渡らなければいけないということで、その安全対策をどう考えているか端的にお答えください。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（若尾将徳）** あけぼの学園高校の通学路となる県道の安全確保について御答弁申し上げます。

あけぼの学園高校の通学路となる県道についてなんですけれども、生徒がJR新堂駅から学校までの通学に利用されておりまして、朝夕、交通量も多いため非常に危険な状況となっております。

特に名阪国道をまたぐ橋梁やその前後は幅員が狭いため、あけぼの学園高校の学校関係者からも安全対策の要望がありまして、名阪国道をまたぐ橋梁の前後に、すぐできる対策として、通行車両に対する歩行者等への注意喚起の看板を設置したところでありまして、御礼の言葉もいただいているところであります。

ただ、先日、あけぼの学園高校を含む近隣の学校や地域の関係者の方々から歩道整備の要望書が提出されたところでもあります。名阪国道をまたぐ歩道橋の整備には、名阪国道をまたぐ橋梁の整備、また、その前後区間には用地の確保が必要になりますので、抜本的な歩道整備には長期の時間がかかることとなります。

よって、今後は、早期に通学路の安全が確保される効果的な交通安全対策、例えば路面標示による歩行者の動線確保とか車両の減速対策、そういったことをできないかということ、伊賀市や学校関係者、地域の皆様とも十分に意見交換をしながら検討していきます。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○**21番（稲森稔尚）** ありがとうございます。

歩道整備も含めて、前向きな安全対策をお願いします。

それでは、最後へ行きたいと思います。

事実婚を認めるパートナーシップ制度の創設について、伺います。

事実婚とは、法律上の届出という要件を欠くものの事実上夫婦として実態を有する関係を指します。事実婚に関するデータは少なく、その実態は見えにくいものの、内閣府が令和3年度に実施した各種意識調査では、事実婚を選択している人は成人人口の2%から3%を占めていることが推測され、増

加傾向にあるとも言われています。

事実婚を選ぶ理由として、法律婚の場合、双方どちらかの姓にしなければなりません、姓や名字が変わらないことを挙げる人が最も多くなっています。

その一方で、配偶者控除を受けられないことや、2人の関係を公的に証明することが困難であるという生活上の支障もなくはありません。

近年では、同性カップルを公的に認める証明書を発行する自治体に加えて、異性間の事実婚を認めるパートナーシップ制度を創設する自治体が増えています。都道府県でも、富山県、静岡県で導入が予定されているほか、政令指定都市では千葉市や横浜市で制度が導入され、利用が進んでいます。

当事者の不都合を解消することはもちろんですが、合計特殊出生率にひもづけて結婚や出産という価値を前のめりに強調する前に、様々な個性を認め合う地域であることを打ち出すことは、三重県の魅力向上にもなるはずです。

県として、事実婚を含めたパートナーシップ制度の広がりをごどのように認識しているのか伺うとともに、三重県でも制度を創設すべきと考えますが、いかがでしょうか。

〔中野敦子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（中野敦子） 多様なパートナーシップの形としての事実婚の認識について、御答弁を申し上げます。

まず、三重県のパートナーシップ宣誓制度ですけれども、令和3年9月から運用しておりますが、こちらは、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくりの条例の趣旨に基づいて、制度の対象については、一方または双方が性的少数者である2人としております。

この制度によって、パートナーとの関係を公が認めることで、同性カップルなどの当事者の安心感とともに、性の多様性についての社会の理解促進にもつながると考えております。

事実婚に関する認識というところですが、議員からも御紹介いただきましたが、この事実婚カップルを対象に含めるパートナーシップ制度は、

現在一部の基礎自治体において導入されておりますが、本年の3月から新たに静岡県、それから富山県におきまして、幅広く多様性を認め合うという観点から、都道府県において初めて事実婚カップルも制度の対象にされると把握しております。

三重県におきましては、現行の制度を設計する過程で事実婚を対象とするか否かという整理を行ってきたという経緯もございますので、新たに事実婚カップルのパートナーシップを創設するということにつきましては、今後、丁寧に県民の皆さんの声を伺い、また、市町や有識者、それから現在の制度に御協力をいただいております企業や関係団体の皆様からの御意見を頂戴しながら、どのような課題があるかの整理も含めまして、制度の必要性について検証していきたいと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 今日もそうですが、先日の議会の議論も聞いていますと、執行部の答弁の姿勢を聞いていますと、いつの間にか人権とかダイバーシティ、多様性ということが縦割り行政の一つになっているのではないかと、全てに貫かれてはいないのではないかと、そんな思いをしています。

知事は、この多様なパートナーシップの形や、あるいは選択的夫婦別姓を望む声、様々あるかと思うんですけれども、そういう多様なパートナーシップの形、事実婚を認めるというこういう制度をぜひ進めていただきたいと思うんですが、知事の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○知事（一見勝之） 事実婚につきましては、民法上内縁関係というのが認められている中で事実婚というのは必要なかということで、今確認してもらっているところであります。

それを導入した基礎自治体に聞いてみると、性的少数者のみを同性のみのパートナーシップ宣誓にするとカミングアウトにつながるということから、事実婚は法的に内縁関係であって認められるというものではあるけれども、含めているというような話があったようでございまして、そういった点も含めまして、しっかりと調査もしながら考えていかなきゃいかんと思ってい

ます。

議員御指摘のように、もとより一人ひとりの県民が、性的指向であるとか性自認に関係なく生きていきやすい県をつくっていく、これは当然でありますので、そういったものに配慮しながら考えてまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 事実婚や選択的夫婦別姓について、知事はどう考えているんですか。知事の考えを。

○知事（一見勝之） これは民法上の制度に関するものでございますので、国で検討されるものと考えております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 国で議論が進んでいないから、地方自治体の政治家である知事に伺っているんですけど、いかがですか。

○知事（一見勝之） まず、国において、選択的な夫婦別姓についてどうするかというのは議論されるものであると。これは民法上の大きな制度に関するものでございますので、一地域でどうするというだけではなかるうかと思っております。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） これは駄目な答弁でした。

必ず勝ち上がって、また4月以降しっかり議論させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。今日はありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤田宜三） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

まず、2月6日、トルコで発災しました地震で、5万人以上の方が亡くなられております。また、ロシアのウクライナへの侵略から1年ということで、多くの方が犠牲に遭われております。全ての方々の御冥福をお祈りするとともにお見舞いを申し上げたいと思っております。1日も早い平和的解決、また、復旧・復興が進むことを願っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、一つ目が、高齢者等の移動支援についてということであります。

先日、代表質問で新政みえの津村議員からも詳しく質問いただきました。私もいろいろなところでお話をさせていただくと、やはり高齢者の方々等、障がいをお持ちの方々、難病の方、本当に移動が大変だということを聞かせていただいております。私は今、不自由なく移動させていただいております。車も運転できますし、歩かせていただいておりますので、気づかないこと、また、分かっていないことがあるんだなど自己反省もさせていただいておりますが、やはり現状、本当にお困りの方、また、これからに不安を抱いている方が多くいらっしゃることを改めて実感いたしましたので、やはり今、寄り添う行政サービスが求められていると思いますので、この質問から入らせていただきます。

県のほうでは地域連携部中心に、移動体系の整備、公共交通、また、次世代モビリティ、そして福祉等との関連、こういったモデル事業、先日の答弁でもありましたが、令和2年度から11事業をやっただいて、これから横展開を図っていくということで答弁いただいております。そのことに、本当に期待させていただいております。

一方で、私は、地域連携部、今度、地域連携・交通部になりますけど、その部署だけではできないこともたくさん、限界があると思っております。DXが推進されていく中で、例えば行政サービス、この後DXもやらせてもらいますけれども、窓口に行かなくてもよくなる、そういった体制整備も進んでいくんだと思っております。

また、ドローンを活用したりで配達業務をそちらのほうでやっていただく、また、あらゆる主体の力をいただいて移動販売とか、また、医療ではオンライン診療、そういった意味では、今まで行かなければできなかったことが、自宅にいながら、地域に暮らしていながらそのサービスを受けていただけるという時代にも入っていくんだろうと思っております。

ですので、今、目の前にある短期的な課題に対する対応ということと、そ

して中長期的にどのような形で高齢者並びに障がいをお持ちの方々、難病の方々、そういった方々のお困りの部分の移動を確保していくのか、その辺りは全体像をしっかりと部局横断でつくった上で、短期、中長期で進めていかないといけないと思っております。

このお話を聞かせてもらって、いろいろ話をさせてもらう中で、私は地域連携部を所管する委員会に入らせてもらっておるんですけども、今日は一見知事に質問させてもらいたいと思います。

お話をさせていただくときに、一见知事の御紹介をさせてもらう中の一つとして、やっぱり旧運輸省に入省されて、特に交通分野においては本当に国の中心で頑張ってきていただいた方ですということを紹介させてもらうと、本当に皆さんから期待の声を寄せていただきます。

改めて、今後の高齢者の方々の移動の支援、自動車等を活用した移動の支援について知事の意気込み、決意をいうものを聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員からDXについてのお話もございました。DXがどんどん進んでいくと、レベル5の自動運転ということになってくるんだと思いますけど、すぐには難しいというのはこの議会でもお話を申し上げたところでございます。

それができるまでの間、高齢者でありますとか、あるいは学生、交通弱者と言われてる人の移動手段をいかに確保していくかというのは、これは県にとっても重要な問題でありましたし、これからますます重要な問題になってくると思います。

日本は、まだこれからも人口減少が進んでいきます。それから、高齢化が進んでいきます。そうしますと、今までみたいに右肩上がり前提につくってこられた公共交通機関の維持が難しくなっていきます。常に地域交通の在り方を検討しながら、対応策を講じることが必要になってまいります。

議員御指摘のように、私自身も中部運輸局の自動車部長をやっておりまし

て、三重県も対象にしながらか々な実証実験をその期間にやりました。また、この11月の全国知事会議では国土交通大臣に対して、これは観光の2次交通ではありましたが、タクシーの在り方などについても提案し、今度、国土交通省では法律改正をするという動きがございます。地域の交通、鉄道、バス、タクシー、それだけではなくて自家用有償運送をどうしていくか、さらにはスクールバスとか介護バスをどう使っていくか、地域地域によって様々なやり方がございます。

県では、令和2年度から実証実験をやっておりまして、議論を積み重ねてきておりますので、そろそろそれをまとめる時期にきております。来年度は交通計画の見直しもございますので、そこに様々な今までの働きを込めたいと思いますし、それから4月には組織改正もやりまして、交通関係の部局を強化しようと思っておりますのでございます。

組織だけつくったらそれでええかということは全くありませんので、様々な方々と議論を進めながら県内の交通弱者と言われていた人たちが移動しやすいように考えていきたいと思っております。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございます。

地域ごとに様々な取組、本当にそのように思っております。

私は津市美杉町の出身で、中山間地域が特に大変かなとも思っておりますが、町なかでも本当に移動にお困りの方もたくさんいらっしゃいます。それぞれの地域によってやらなければいけないことは本当に違いますので、その意味ではよりきめ細かに市町と連携を取っていただきながら、それぞれの地域に必要な交通体系、また、今後のサービスも視野に入れた全体像を示していくことが大事なかなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この点でもう一つなんですけれども、今は車等の移動について聞かせてもらいましたけれども、歩いての移動ということで質問させていただきたいと思ひます。

こちらをちょっと見ていただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは、三重大学医学部附属病院の駐車場のところに車椅子と、その手前にある青い車がシルバーカーと言われているものでございます。

先日、いろいろお話をさせていただいている中で冒頭申し上げました、今、私たちはできているから、歩けるから分からないことの一つだなと私も聞かせていただいて思いました。それは、やはり病院やいろんなところに、施設に行ってもらったときに、車から降りていただいて、歩くのが困難な方は、こういうシルバーカーを車から出して、組み立てて活用して、また閉じて車に乗せるという、大変御苦労をいただいているということで、この三重大学の病院へ久しぶりに行ったらシルバーカーを駐車場のすぐ近くに置いてもらっていたと、とても助かったということで、そういったお話を聞かせていただきました。

三重大学医学部附属病院のシルバーカーの台数も増やしてもらいたいという要望もいただいたんですけれども、ユニバーサルデザインのまちづくり、三重県は本当に率先して取り組んでいただいております。

その中でも、車椅子等とともにシルバーカーの設置ということもたしか書かれていたかと思っております。その意味では、医療機関はもとよりでありますけれども、県有施設におきまして、様々高齢者の方々、障がいをお持ちの方々が使っていただくそういった施設も数多くございます。そういったところに、歩いての移動をしっかりとサポートするという意味におきまして、シルバーカーの設置を進めていただきたいと思うんですけれども、こちらも知事に御答弁いただきたいと思います。

○知事（一見勝之） シルバーカーという言葉は、今回初めて知ることになりました。私らの田舎のほうではおんば車と言いまして、おじいさん、おばあさんが年を取ると腰も農作業で曲がってきたりしますので、その車を押しながら歩いておられます。さらにそれが進んでくると車椅子ということになるんやと思いますけど、その前にやっぱりこういう車があると歩きやすい、それも一人で歩けるということがええんやないかなと思っています。

議員から御指摘も頂戴しました。三重大学医学部附属病院にはあるということでございますので、ぜひ県もシルバーカーの導入をさせていただきたい、これは関係部局に指示をさせていただきたいと思っております。

どんな形で導入していくか、また、議員からも御意見を頂戴しながら、前向きに対応させていただきます。

〔36番 今井智広議員登壇〕

○36番（今井智広） ありがとうございます。

病院事業庁に確認させていただきましたら、病院事業庁では、県立病院棟には既に入れていただいております。ただ、台数とかもまたお考えいただいて、1台とか、また、歩行器も入れていただいたり、そういったこともやっけていただいておりますので、県有施設全体でぜひお考えをいただきたいと思っております。

私もスーパーとかショッピングセンターへ行きますと、カートを使わせてもらいますけれども、非常に楽といたしますか、移動がスムーズになります。そういった意味からいきましても、やっぱり歩いての移動、また、荷物を持っての移動というときに、こういったシルバーカー等が必要な方に使っていただける社会づくりというのもまた優しいユニバーサルデザインのまちづくりにつながっていくと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

時間の関係で、次に入らせていただきます。

次が、デジタル社会の推進についてということであります。

先ほども少しデジタル社会について話しましたけれども、いろいろな課題が解決されていく、また、それによって豊かな生活につながっていくということで、私はデジタル社会の推進には本当に大賛成でございます。県のほうも、みえデジプランで、「誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県」、その中で「デジタル社会の恩恵は、積極的な人、不慣れな人、不安を抱えている人など、誰もが受けることができるものであるべきと考えます。」と書いていただいております。

本当にそのとおりでと思います。これがSDGsの考えでもあると思いま

す。誰一人取り残さない持続可能な開発目標ということで、誰一人取り残さないということであれば、デジタルはどんどん進んでいきますけれども、使える方はどんどん便利になっていきます。

しかし、一方で、どうしても苦手な方、不安を抱えている方、その方々が使い方を学ぶことができなければ、どんどん取り残されてしまうということにおきましては、デジタル社会をしっかりと進めていくということは、先ほど申し上げたように大いに賛成でございますし、それによって窓口に行かなくてもよくなったり、家にいながら様々なことができて、それによって時間短縮がされ、自分の大切な時間をまた増やしていただくことができる、様々な今ある課題を一つずつ解決していけるものでありますので、しっかりと進めていかなければいけないことでありますけど、今申し上げたように、いろんな人とお話すると、そんなもう私らはよう使わんわと、使い方も分からないという方が多くいらっしゃいます。

そういった意味におきましては、やはり来年度予算の中でもスマートフォン教室とか、そういった意味で、県のほうも様々市町とも連携を取りながら進めていただくということでありましたけれども、コロナ禍の間もやっていただいたと思いますが、やはり回数とか人数制限とかもあったと思います。

5月8日で新型コロナウイルス感染症に対する考え方もまた新たなフェーズに入ってくる中におきまして、やはり1人でも多くの方にしっかりとデジタル社会への参加をしていただくことが、豊かな社会づくり、豊かな生活づくりにつながると思いますので、その点で、まず今後の取組について御答弁をお願いいたします。

〔三宅恒之デジタル社会推進局長登壇〕

○デジタル社会推進局長（三宅恒之） どのように高齢者などのデジタル活用に取り組むのかという御質問に御答弁させていただきます。

あらゆるサービスのデジタル化が進む中、高齢者等を対象としたデジタル活用の推進が課題となっております。

そのため、国において、総務省では、令和3年度から令和7年度までの5

年間で1000万人を対象に、デジタル活用支援推進事業を実施しております。これは、携帯通信事業者などがスマートフォン等のデジタル機器の操作やオンラインによる行政手続の利用方法等について講習会を開催するというものでございまして、携帯ショップで実施する全国展開型と、市町と連携して公民館等で実施する地域連携型などがございます。

令和4年度、県内では全国展開型が19市町の携帯ショップで約4000回、地域連携型が4市の公民館等で約140回、それぞれ実施されております。何人受講されたかというのは公表されておりませんが、全国展開型で受講可能な人数は2名から4名程度とされてございます。

県の取組としましては、この令和4年度、県民提案枠事業ということで、昨年10月から高齢者等を対象としたスマートフォン講座を実施してございます。これは、携帯ショップがない町や国事業等が実施されない地域を中心に、講座の開催を希望した13市町と連携しまして、取り組んでございます。

講座では、スマートフォンの電源の入れ方からメールや地図アプリの使い方、情報検索の仕方などの基本的な操作方法と安心してお使いいただくためのセキュリティの説明を実施してございまして、これまで延べ65回、約750人の方に御参加いただいております。

また、市町においても独自に事業を実施していただいているところもございまして、その結果として、令和4年度は県内全ての市町で講習会を開催することができました。

このほか、みえDXセンターへの相談を基に、民間事業者が行うイベントにおきまして、みえDXセンターのパートナー企業と連携したシニア向けスマホ教室の開催なども行われてございます。

令和5年度におきましても、市町に対して国事業の活用を一層働きかけるとともに、携帯ショップがないなど国事業が困難な地域につきましては、県で事業を実施してまいります。

引き続きまして、国、市町、県、民間事業者などの多様な主体が連携しまして、高齢者等が身近な場所でデジタル活用について学ぶことができる環境

づくりに取り組んでまいります。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） ありがとうございます。

私、デジタルのほうも所管の常任委員会ですので、本会議で取り上げさせていただいて申し訳ないなと思うんですけど、来年度から部署が変わるということもありましたので、改めて本会議で質問させていただきました。

様々、これまでスマートフォン教室や使い方教室、講座、そういったことを行ってきていただいております。それはもう本当にこれからさらに数多く可能な限りやっていただきたいと思いますが、私は結構な人とお会いさせてもらっていますけれども、そういうのをやっているの知らない方が結構いらっしゃいます。中には、いついつ、市の公民館でということ応募しましたと、でも10人が定員でしたというようなことも聞かせていただいたり、それは詳しく教えていただくということで、人数限定もあるんだとそうように思いますけれども、やはりスマートフォンの使い方が分からない方、不慣れな方、パソコンも含めて、本当に数多くいらっしゃると思いますので、今後もしもきめ細かにそういった教室等を開いていただきたいと思います。

国のほうでも今年度からデジタル推進委員というのを任命されているということで、1月末現在で2万3000人以上の方が、2027年を目指して5万人の方を任命するようなことを言われておりますので、また国と県と市町のほうでしっかり連携を深めながら、そういった人材の活用する方法も含めて進めていただきたいと思います。

可能であれば、もうお考えいただいているか分かりませんが、これからいろんな事業が、また、地域でのサークル活動やそういったことが再開されていくと思います。そういったところから要請を受ければ派遣していただいて、そういった教えていただく場所を確保するなど、より多くの方に本当に参加を、触れていただける機会を創出していただきたいと思っております。

冒頭申し上げましたように、本当にこのデジタルを活用していただくことによって、様々な今ある課題が一つずつ着実に解決につながっていくことが

たくさん出てくると思いますので、そういった意味でも、生きたデジタル社会をつくっていただけるようによろしくお願ひしたいと思います。

この項は、これで終了させていただきます。

次に、健康増進の取組及び救命救急体制のさらなる充実についてということで、質問させていただきます。

これは、健康増進の取組は、三重県が力を入れてやっていただいております健康づくりの取組であります。三重とこわか健康マイレージ事業、また、健康経営の取組など本当に力を入れてやっていただきました。

コロナ禍でどうしても取組に参加していただく人数等、減少はあったかもしれませぬし、いろんなイベントも開催が制限されたこともあるかも分かりませぬ。

でも、一方で、厚生労働省のほうで3年に1回調査をしていただいております、現在、2019年に調査されたものが最新になりますけれども、三重県の女性は全国1位になっていただいております、その平均が77.58歳ということで、男性のほうも全国16位タイで72.9歳となっております。順位も大事なんですけれども、やっぱり3年前からどれだけ伸びたかというのが大事な部分でもあります。男性は1.21歳、そして、女性は1.31歳延ばしていただいているんですね。

やはり人口減少の局面にあつて、それぞれの地域の中で人口が減少し、地域力が若干低下していきますけど、そこにお住まいの方々が1年、2年と健康で長生きし、地域のために御努力をいただける、そういった健康づくりを進めていくことが地域力の持続にもなっていくと思ひますし、何よりその方にとっての一番幸せであります。将来的には、社会保障の安定にもつながっていくんだと思ひます。

コロナ禍で様々な取組が制限されて、寂しい思ひをされている方も多くいらっしゃると思ひます。5月8日以降、また新たな日常の中で、もう一度、三重とこわか健康マイレージ事業を市町と共に力強く進めていただひいて、健康寿命をさらに延ばしていただひきたいと思ひます。

ちなみに、WHOがこの健康寿命というのを提唱されましたけれども、世界ランキングというのもございまして、最新の数字ですと、3位が韓国、2位がシンガポール、1位が日本なんです。世界一の日本の中で三重県の女性が日本一ということは、いわゆる世界一と言ってもいい。これはもう本当に三重県にとってもとても大切なことだと思っておりますので、こういった健康づくりの取組をこれからどのように力強く進めていくのか、その御決意を聞かせてもらいたいと思います。

もう1点、救命救急体制の充実ということにつきましては、ドクターヘリが導入されて11年が経過いたしました。この間、1月末までちょうど11年で3567回、現場出動と病院間搬送をしていただいております。

本当に改めて医療従事者の皆様方、そして救急隊の皆様方、また、運航会社の皆様方に感謝させていただくと同時に、やはりこのコロナ禍で少し発熱者を乗せられない時期もあって、この間は少し出動回数は減っているというものの、それまでの数字を見ているとやはり多くの命を救っていただいております。

一方で、今後5月8日以降、また新たなフェーズになって、ドクターヘリ、本当は飛ばないのが一番いいんですけど、いざというときにその命を救っていただくということで、やっぱりこれから問題になってくるのは、要請が重なった場合にどのように対応できるのか。お一方のところには行けないという状況であります。和歌山県、奈良県と連携していただいておりますが、飛んできていただける距離的な壁というものもあると思っております。

その意味では、愛知県のほうで藤田医科大学病院が基地病院となり、2機目のドクターヘリが来年度導入されることが決定したと、今、予算が上がっていると思っておりますけれども、これは間違いなく導入されるのであろうと思っております。そのときに、愛知県のほうは、厚生労働省とのいろんな協議もあるんだと思っておりますけれども、広域連携、三重県、岐阜県との連携というものを考えてもらっているという方針を示されております。

三重県としても、やはり愛知県、そして岐阜県のほうと連携させていただ

くと、より救いに行く確率が上がっていくという形になりますので、この3県連携、また、特に2機目を導入する愛知県との間でしっかり協議を進めて連携を取っていただきたいと思っておりますけれども、それらへの取組についての御決意もお聞かせいただきたいと思っております。

〔中尾洋一医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（中尾洋一） それでは、健康増進の取組と、それから救命救急体制の充実についてお答えさせていただきます。

まず、健康増進の今後の取組でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により生活習慣が変化し、心身への影響が生じる一方で、健康への関心が高まっているということもございますので、新しい生活様式に対応した健康づくりの取組を市町等と連携して推進していきたいと考えております。

各市町では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、従来からの健康増進事業の実施が困難な中で、感染対策を講じながら健康診断が実施できるよう方法を見直したり、三重とこわか健康マイレージ事業において、県民の皆さんが自宅で継続して健康づくりに取り組めるよう工夫もしてまいりました。

さらに、今年度は、県として各市町が健康づくりの取組にデジタル技術を活用できるよう支援し、各市町の実情に応じた取組を進めております。

例えば、三重とこわか健康マイレージ事業のポイントをスマートフォンを用いてためられるようにするとか、自宅でも取り組める運動や食事の情報をSNSを通じて発信するといったようなことなどでございます。

また、企業における健康経営を促進するため、三重とこわか健康経営カンパニーの認定や三重とこわか健康経営促進補助金による支援を行いますとともに、認定企業のうち特に優れた実践企業を三重とこわか健康経営大賞として表彰しております。

この認定企業は236企業と年々増加しておりまして、ウェアラブル端末の活用を通じて従業員の健康意識を向上させるなど、デジタル技術を活用した取組も進んでおります。

今後も、より多くの県民の皆様には三重とこわか健康マイレージ事業に参加していただけるよう、SNSなどを使った情報発信や特典協力店の登録促進、そして新たに三重県健康づくり応援サイトを開設することとしておりますので、さらなる普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、企業に対しては、三重とこわか健康経営大賞を受賞した大企業の取組、それから中小企業の取組、それぞれを動画等によって配信し、他の企業へ水平展開できるように働きかけまして、県全体の底上げを図っていききたいと考えております。

引き続き、議員御指摘のとおり、さらなる健康寿命の延伸を目指し、個人と企業、それぞれへのアプローチによって県全体で健康づくりが加速するよう取り組んでまいります。

それから、次に、救命救急体制、ドクターヘリについてのことでございますが、本県では平成24年2月からドクターヘリの運航を開始しておりまして、令和3年度1年間では282件の出動がございました。

ドクターヘリは、各都道府県が事業主体となって運航していますが、救急医療の効率化や大規模災害発生時の対応等に鑑みまして、三重県、奈良県、和歌山県との間で協定を締結し、平成31年1月からドクターヘリの相互応援を行っております。

この相互応援によりまして、同じ地域において出動要請が重なった場合でも、他県のドクターヘリによる対応が可能となり、重層的なセーフティネットを構築することができます。

また、他県へ応援に行くことで、他県の医療機関や消防等の関係機関との連携が進むなど、大規模災害時の対応協力強化が図られるということにもなります。

そうした中で、議員から御紹介もありましたように、愛知県では令和5年度当初予算において、救急・災害医療体制のさらなる強化を図るため、愛知医科大学病院に加えて、新たに藤田医科大学病院に2機目のドクターヘリを導入し、近隣県と連携して広域救急搬送体制を構築していくと公表されてお

ります。

現時点では、愛知県において、基地病院の役割分担や運航管理体制の構築等、2機目の運用に向けて、愛知県内関係者間で調整中であると愛知県の担当部署からは説明を受けておるところでございます。

まずは、愛知県での議論を注視しつつ、本県のドクターヘリ基地病院等の関係者の意見も踏まえ、連携に向けた協議へ積極的に参加していきたいと考えております。

[36番 今井智広議員登壇]

○36番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

しっかりと健康増進、また、救急医療、3県の連携を進めていていただきたいと思います。御丁寧な答弁、ありがとうございました。

最後に、私、今月、日本赤十字社からはがきが届きました。（現物を示す）何かなと思って開けましたら、骨髄バンクドナー登録終了のお知らせということで、改めて55歳になったんだなということを感じました。54歳までがドナー登録をしていただけたということ、私はもう残念なことに型が合わなかったのか、誰にもドナーとして骨髄を提供できませんでしたが、やはりいざというときにそういったお困りの方のために、若い世代の皆様方に骨髄バンクドナー登録をしていただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（藤田宜三） 暫時休憩をいたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開

議

○副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（藤田宜三） 県政に対する質問を継続いたします。12番 藤根正典議員。

〔12番 藤根正典議員登壇・拍手〕

○12番（藤根正典） 皆さん、こんにちは。

熊野市・南牟婁郡選挙区選出、会派新政みえの藤根でございます。

本日最後の一般質問、どうぞよろしく願ひいたします。

まず、私からも、先般のトルコ、そしてシリアの大地震、本当に大変な状況になっております、亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被災されました本当に多くの皆様にお見舞いを申し上げたいと思いますし、世界からの支援が本当に必要だと思っております。

また、去年の2月24日、ちょうど1年前でした。ロシア軍のウクライナ侵攻が始まりました。今日で1年となりますけれども、戦禍は拡大し、多くの人々が亡くなり、被災し、収束のめどは全く立っておりません。一刻も早い終結と平和の到来を本当に心から切に願ひたいと思います。

さて、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

最初の質問は、南部地域・東紀州の観光振興について、まずは新年度の組織改正、広域連携も絡めて伺ひたいと思います。

まず1点目は、局から部に昇格する観光部と南部地域活性化局がリニューアルする南部地域振興局の役割と、その連携について伺ひたいと思います。

令和5年度は、一見知事が進める県政運営計画として、10年先を見据えた強じんな美し国ビジョンみえ、その前半5年間の具体的施策であるみえ元氣プランのスタートの年となります。その新たな県政運営計画のスタートに当たり、知事は本庁部局編成の見直しを行います。

現在雇用経済部の観光局が観光部として新設されます。そして、大阪・関西万博の開催やリニア中央新幹線の東京―名古屋間の開通、次期式年遷宮な

どを見据え、質の高い観光地づくりと戦略的な観光誘客の推進に一層注力していくためとしております。

また、地域連携部を地域連携・交通部に改めた上で、南部地域活性化局を南部地域振興局と改めます。南部地域の活力向上に向け、全庁的な取組の指針となる振興プランの策定や、市町や地域住民と連携した地域の特色ある資源を生かした地域振興の取組を一層推進するとしております。

私は、東紀州対策局というのがあって、それが南部地域活性化局と改編されたときに、県政の注力がどう変化するのか大変気になったところでした。南部地域の観光振興、産業振興、そして人口減少対策などにこれまで取り組んできた南部地域活性化局がどうリニューアルされるのか、注目しております。

知事にお伺いします。

令和5年度、観光部を新設し、南部地域活性化局を南部地域振興局へと改編するその理由、そしてその期待するところは何なのか、お聞かせいただきたいと思います。その上で、南部地域、東紀州地域の観光振興をこれからどう進めていくのか、観光部と南部地域振興局をどう連携させていこうとしているのか、お考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 先般、全員協議会で令和5年度組織について御説明させていただきました。三重県部制条例の一部を改正する条例案も含めまして御審議いただくことになると承知しておるところでございますけれども、まず、御指摘いただきました観光局を観光部に変えるということです。

組織論的に申し上げますと、局の組織というのは、部におきまして一定の政策課題を効果的に実施するためにまとまりをもって置かれるんですけど、予算とか人事、これは部全体の経営資源の配分を部長が行いますので、限定的であります。マネジメント機能というのは、やっぱり部でないといけないということです。

そこで、今回、観光局を観光部に再編いたしますけれども、よりスピード

感を持って、また、人事や予算も自由度を持って対応してもらうための組織改編であります。

昨年度の予算に比べますと、観光局の予算は倍増を今年度させていただきました。来年度も15%の増ということで、議会に今提案させていただいているところでございます。これは、子ども予算16%に次ぐ2番目の伸び率ということになります。

特に県の南部につきましては、1次産業あるいは観光産業、これは決定的に重要でございます。したがって、観光にも力を入れていきたいと考えているところです。

また、一方の南部地域振興局でございます。これは、地域連携部の中に置かれます。今度、名称に「交通」がつくこととなりますけれども、いわゆる横割り局と言われている局であります。

縦割り局と横割り局、それぞれに実はメリットもあるし弊害もございます。横割り局の弊害は、ともすると縦割り局と同じような仕事をしてしまうということで、例えば観光で言いますと、そういうことであつたということではないんですけど、陥りがちな陥穽、わなとしては、観光に関して南は自分のところでやるんだと、だから、それ以外のところを観光局がやってくれればいいというようなことになってしまって、実際の観光の業務しかやらないとか、そういうことに陥りがちなものです。県庁がそうだったとは必ずしも言いません。

しかしながら、南部地域活性化局、あるいは、今回振替をしますが南部地域振興局というのは、もっと広い視野で、南部、東紀州をいかに活性化していくかということを考えていかなきゃいけない。南部地域の振興のエンジンになっていかないかん、もっと言えば司令塔になっていかないかんのです。

これは観光だけではなくありません。農林水産業もそうですし、それから、それ以外の工業もそうです。例えば、人口減少問題もそうです。これは、横割り局に置いてある以上は、そこが南部地域を振興するという意識を持って、あらゆる施策について司令塔になって指示していく、あるいは調整していく

ということであります。

したがいまして、今回、南部地域振興局を設けますけれども、全庁的な振興プランをつくってもらおうと思います。観光だけではなく、広い視野に立ってつくっていこうと思っているわけです。

観光部と南部地域振興局の連携についても御指摘いただきました。観光は、先ほど申し上げましたように、三重県の南部地域にとって非常に重要な行政展開施策でございます。また、産業でもございます。それを振興していくのは当然でありますし、熊野古道という観光魅力も持ったところでございますので、県全体の観光振興を担う観光部、今回はスピード感を持って業務ができるように組織を変えますし、それから南部地域の観光だけではない全てに精通している南部地域振興局が、それぞれの強みを生かしながら緊密に連携を図って、南部の振興に資するような観光施策を展開するということを実施していきたいと考えているところでございます。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

観光部へと昇格させることでのスピード感、人事、そして予算といったようなところで、しっかりと部としての力を発揮できるということでしたし、南部地域振興局のほうは、より広い視野に立って振興のエンジンとなって、市町と協力して進めていただくということだろうと思います。

振興プランの作成、観光だけでなくということでした。ほかの部局との連携もさらに入ってくるのかなということも感じさせていただいております。

私は、三重県の観光政策全体を統括する現在の観光局と、具体的に南部地域の観光政策をこれまで進めてきた南部地域活性化局の連携については、知事も少し触れていただきましたけれども、これまで十分に連携協力が行われていたのかということについては、正直、縦割り行政の弊害も感じておりました。疑問を持つこともかつてございました。そういう意味でも、答弁をいただきましたように、連携協力について期待し、その活動を注視したいと思っております。

特に、御紹介もいただきました、全庁的な取組の指針となる振興プランについては、観光だけではなく、繰り返しですけれども、1次産業も関わってくるので、人口減少対策もそうですし、様々南部をどうしていくのかということをつくっていただくとお思いますので、横の政策連携が何より必要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、知事のお考えをお伺ひしましたので、それを受ける形で、熊野古道世界遺産登録20周年に向けた観光振興の取組の進め方について、お聞きしたいと思ひます。

「幸結びの路」として、熊野古道世界遺産登録の10周年記念事業が行われました。国、県、市町、そして観光団体、商工団体、農林水産業団体、企業、語り部の皆さんなど、多くの団体が実行委員会として連携して取組が進められました。周年事業時にはPRやキャンペーンの実施、各市町のイベント等もあり、来訪者の増加につながりました。

この間、広く国内の、そして海外からの旅行者を三重県へ、南部地域へ、そして東紀州へと誘客する活動を積極的に県は進めていただきました。東紀州地域観光DMO事業推進協議会なども立ち上がり、観光振興、産業振興を進めていく形も出来上がってきました。

しかし、そこへ3年余のコロナ禍であります。県内の観光産業、そして裾野の広い観光関係者は大変な打撃、影響を受けました。本当に苦しい3年余でした。ようやく行動制限の撤廃、そして、おいでよ！みえ旅クーポンなど、そういった取組もあり、来訪者は確実に増加しております。

(パネルを示す) これは、東紀州への旅行者が参考にしたホームページです。三重県観光連盟の「観光三重」が4割を超え、南部地域活性化局の「世界遺産熊野古道伊勢路」と東紀州地域振興公社の「東紀州観光手帖」が1割強となっております。

これらのホームページはそれぞれリンクもして、6割強の訪問者が関係のホームページを参考にしていますが、「参考にしたホームページはない」という訪問者も3割5分いることが課題だと思っております。これも、コロ

ナ禍後へのPRの方法を考える資料となると思います。

20周年を控えた令和5年度は、まさに復活期として重要な年だと考えます。20周年を控えたこの時期に、三重の魅力、南部の魅力、東紀州の魅力を、どんな人たちをターゲットにし、どんな発信をし、どんなキャンペーンを組み、来訪者、そしてリピーターを増やしていくのか、大切な年だと考えます。

そこで、お伺いします。

リニューアルする南部地域振興局は、10周年、15周年など、これまでの事業と比較して、どのような20周年にしていこうと考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。そのため、20周年に向けてどのような考えで令和5年度は具体的に取り組もうとしているのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、熊野古道世界遺産登録20周年に向けた取組についてお答えさせていただきます。

熊野古道は平成16年に世界遺産に登録され、来年、令和6年に登録20周年を迎えます。先ほど議員から御紹介いただきましたように、この間、10周年、15周年において、パネルディスカッションや講演会等の記念式典、あるいは踏破ウオークイベントなど様々な記念行事を実施したことなどによりまして、熊野古道の認知度の向上、それから来訪者の増加につながったと考えております。

その後、新型コロナの影響によりまして来訪者数は減少しましたが、一方で自然志向が高まり、安らぎ、癒しを求める人や出会いを求めて歩きを楽しむ人などが多くなるなど、人々の価値観が変化したと感じております。

20周年では、人々のライフスタイルや価値観の変化を好機と捉え、伊勢路の世界遺産としての価値を背景とした歩き旅を象徴的なイメージとし、その魅力を全面に出してブランディングに取り組んでいきます。この取組により、伊勢路といえば歩き旅というイメージの定着につなげ、多くの人々に訪れていただき、沿道地域の活力向上を図ってまいります。

令和5年度は、熊野古道協働会議において策定予定の熊野古道伊勢路案内等表記ガイドラインに沿って新設・更新する標識の経費補助により、伊勢路全域で統一感のある案内標識の整備を促進するほか、伊勢路のルート、トイレ、駐車場や見どころなどを山歩きアプリへ搭載する取組を進めます。

また、歩き旅に適した宿泊施設を対象とする、外国人来訪者の受入れノウハウを学ぶ研修を通じて、案内機能の強化を図るなど、外国人を含めたあらゆる人々が歩き旅を安心・安全、快適に楽しめる環境を整備してまいります。

あわせて、奈良県、和歌山県と連携したプロモーションや観光部と連携した首都圏でのプロモーション、大都市圏における歩き旅を推奨する熊野古道セミナーを開催するほか、外国人誘客については、外国人目線で観光スポットや宿泊施設を取材し、地元密着型の記事を発信するなどプロモーションを充実させていきます。

さらに、受入れ環境の整備とプロモーションの充実を図りながら、来年度後半から歩き旅のブランディングを進めるため、伊勢から熊野までの170キロメートルを歩く熊野古道伊勢路踏破ウォークをスタートしたいと考えております。

今後、事業を推進するため、20周年事業実行委員会を立ち上げ、伊勢路沿道の市町や関係団体とも連携し、イベントとプロモーションを切れ目なく組み合わせ、話題づくりと機運醸成を図りながら20周年につなげてまいります。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） 御答弁をいただきました。

20周年は、旅行者のライフスタイルが今までと違ってきているということ踏まえた上で、歩き旅、これは三重県だけではないのかなというところも感じさせてもいただいておりますが、その魅力をいかに発信していくのか、そして来ていただくのかということを中心に据えた上で、そこには外国人の方も含めている、そして、3県での観光ルートといったようなところも考えていただいている、伊勢路で統一感のある案内標識の整備といったところも含めて、実行委員会で進めていきたいということでした。

私も歩き旅については考えるところもあります。それは、熊野古道伊勢路をやっぱり県は現代の巡礼路としてイメージ化する、そして、周辺地域の自然や歴史、文化、伝統などに触れ、体験してほしいということだと思いますし、それはスペインのサンティアゴ・デ・コンポステーラに倣いつつ、でも、異なる三重県らしさといいますか、紀伊半島らしさといいますか、そういった安心・安全な歩き旅を目指すということだと思っています。

ぜひ局長は、伊勢路と言わずに、できましたら紀伊半島3県でできるだけ統一感のある案内標識といったものを作っていただきたいと思っています。

この次に質問しますが、広域連携を考えたときに、やはり三重県だけで通じるというものであつてはならないと思いますので、これは伊勢路の統一感のある案内標識を作っていく段階で、ぜひ和歌山県、奈良県も参考にしながら同じような形にしていただきたいと思います。

三つ目は、今言いましたけれども、和歌山県・奈良県との観光連携の強化について、改めて伺いたいと思います。

(パネルを示す) この資料は、東紀州旅行者の居住地を表しています。東紀州以外の三重県内旅行者が4割5分、続いて愛知県が2割となっています。そして、次が関西圏というような形になっています。引き続き、愛知県など東海、中部地方でのPRとともに、関西圏でのPRも今後もっと必要ではないかなと思っています。

(パネルを示す) 続いて、これは東紀州旅行での宿泊先を回答いただいたものです。県内居住者が多いということもあって日帰りが多いんですけども、東紀州で1泊、その次が和歌山県内で1泊以上というような結果になっております。

東紀州地域振興公社の分析によると、愛知県、岐阜県の東海地方の人や関東地方の人は、和歌山県まで足を延ばしている割合が高い。そして、今ですけれども、和歌山県内のバス事業者の大変インスタ映えるようなかわいいピンク色の中型のバスが、紀南地域の観光スポットである鬼ヶ城とか花の窟とか丸山千枚田とかを、和歌山県も含めて、周遊しております。

私はこれまで何度か熊野古道や東紀州の観光振興について質問させていただきましたが、その中で紀伊半島3県、和歌山県、奈良県との観光連携について伺いました。山間部の国道改良事業の進展に絡めても伺いましたし、インバウンドの取組についても、そして、新宮港に入港するクルーズ船観光客の誘致についても要望、質問をさせていただきました。3県で一体感のある20周年、伊勢路から和歌山県の中辺路へ、歩き旅はさらに広がるものと思っています。

大阪から和歌山、奈良へ、そして東紀州から伊勢志摩へ、伊勢志摩から東紀州へ、そして和歌山、奈良へ。熊野古道世界遺産登録20周年を、これからも長く続く広域連携の形をつくる絶好の機会にしなければなりません。

そこで、これまでの連携の成果をどう捉えているのかお聞かせいただきたいのと、あわせて、20周年を契機とした効果ある3県観光連携をどう進めようとしているのか、お聞かせください。

〔下田二一地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（下田二一） それでは、3県連携の成果と今後の取組についてお答えさせていただきます。

和歌山県、奈良県とは、平成22年の紀伊半島知事会議において、世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道の資産を有する地域を対象とした「吉野・熊野・高野の国」の建国を宣言して以降、継続して広域観光誘客に取り組んでまいりました。

これまでに、首都圏で旅行事業者等を対象とした紀伊山地の霊場と参詣道エリアの魅力を発信するシンポジウムやインフルエンサーに熊野古道を歩いて投稿してもらうプロモーション、3県内での周遊を目的とした宿泊キャンペーンなどを実施してきたところです。

広域で連携してプロモーション等を続けることにより、3県にまたがる熊野古道の認知を高め、来訪者増につなげることができたと考えております。

また、令和2年度からは、和歌山県へ来訪する外国人観光客を本県へも誘客するために、和歌山県や関係市町、交通事業者等も交えた紀伊半島外国人

観光客受入推進協議会に参画し、和歌山県側と統一したデザインによるバス停の時刻表や周辺観光案内図の多言語表示を行うなど、外国人観光客の受入れ環境整備も行っております。

令和6年の熊野古道世界遺産登録20周年をはじめ、その後、ビッグイベントが連続するため、これを好機と捉え、3県が連携して広域観光誘客を進めていく必要があると考えております。

このため、昨年11月に開催された紀伊半島知事会議において、3県の連携強化を確認する「紀伊山地の霊場と参詣道」観光連携共同宣言を採択していただきました。

この宣言では、紀伊山地の霊場と参詣道の新たなファンとリピーターの獲得、熊野古道などへの来訪者が紀伊半島の他のスポットも周遊する仕掛けづくりの推進、紀伊半島の多くの観光資源を生かした長期滞在の推進を狙いとして、連携した取組を一層強化し、全力で取り組んでいくこととしております。

今後、20周年により多くの観光客が来訪し、地域の活性化につながるよう、和歌山県等と連携した外国人観光客の受入れ環境整備を進めるとともに、この共同宣言を踏まえ、首都圏でのシンポジウム開催をはじめ、具体的な連携取組をこれから3県でしっかりと議論し、効果的に実施してまいります。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） 御答弁ありがとうございました。

これまでも観光客の誘致等の連携もその周年事業の中でもあったでしょうし、進めてきたと。コロナ禍の中でも、今後について見据えながら連携する形をつくってきているというような形でしたので、ぜひ20周年に向けて連携した取組を期待したいと思います。

去年の11月13日に行われた、紀伊半島知事会議にも触れていただきました。私のほうも触れさせていただこうと思っていましたけれども、改めて、三つのファンとリピーターの獲得や仕掛けづくり、長期滞在型の観光の推進といったようなところを確認して、さらに全力で取り組むという宣言をしてい

いただきましたので、知事にも、今後の和歌山県、奈良県との連携強化について意気込みをお聞かせいただけたらと思います。お願いします。

○知事（一見勝之） 去年の紀伊半島知事会議で、この熊野古道をテーマにして3県が一緒にやってみようということを三重県のほうから提案させていただいたわけでございます。

熊野古道は、実は世界遺産の中で、データがあるわけではないんですけれども、いわゆる世界遺産フリークという人に聞いてみると、日本の中でなかなか行きにくいところであると言われてます。行きにくいところであるがゆえに、行ってみたいという気持ちもある。

私も歩いてみましたが、まだまだちょっとやっぴりかなあかんことはあります。例えば、ここは何でいいのかという物語性をきちんとやっぴりつくって、それを来られる方に言っていかなきゃいけないということ。それから、何よりも情報発信。今、議員からも3県一緒になってできたらやってほしいという話もいただきましたので、その御意見もいただきながら私ども検討を進めていきたいと思っていますけど、発信というのもやっぴりやっぴりかないかんと思います。

様々な点を克服しながら、あるいは課題を解決しながら、多くの方に来ていただけるように頑張ってます。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） ありがとうございます。

行きにくいというのは、私もすごくいい意味だと、活用できることだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。意気込みも感じさせていただきました。

それでは、2番目の質問に移りたいと思ひます。

2番目の質問は、三重県教育の充実に向けてという題にさせていただきます。

一つ目は、複式教育の現状とその改善の方策ということで質問します。

複式学級というのは、二つの学年の児童生徒で編成する学級です。

私は、昭和43年4月に相野谷小学校桐原分校に入学しました。小学校3年生まで複式学級で学びました。分校の同級生は男ばかり4人でした。桐原分校は昭和59年に休校となりましたが、その分校は既に取り壊され、現在は地区の生活改善センターとなっています。平成23年2月、三重県で初めて鳥インフルエンザが発生し、この分校跡地のセンターが現地本部となりました。その節は、県職員の皆さんには大変お世話になりました。

私は、教員を27年近く務めさせていただきましたが、昭和62年に熊野市立荒坂小学校に赴任し、複式学級を担任しました。2年生4人、3年生13人の17人の学級で、当時の基準では複式学級の上限の人数でした。

教室の後ろの黒板も使用し、国語と算数は2年生4人が前向きで授業、3年生13人は机を後ろ向きにして、後ろの黒板で授業したことを覚えております。理科と社会は教頭先生にも授業をお願いし、単式化をさせていただいていました。国語と算数は1限45分の授業の教材研究を毎回2学年分やっていましたし、理科の2学年分の教材研究もしました。なかなかばたばた大変だったことを覚えています。

その荒坂小学校、そして荒坂中学校も、既に児童生徒数の減少に伴い休校となりました。平成元年当時、東紀州地域には、小学校は53校、中学校は26校ありましたが、今年度、東紀州の小学校は30校、中学校は16校となっています。そして、人口減少の続く過疎地域の学校の規模は、どこの学校も小規模化しています。

(パネルを示す) この表は、現在の複式学級の編成基準になっております。小学校は1年生を含む場合は8人までが複式、9人以上は単式化されます。2年生から5年生は16人が上限で複式学級、17人以上は単式化されます。6年生は国の基準では16人が上限ですが、三重県は独自に14人に下げて15人以上は単式化されます。中学校については、国の基準は8人で複式をつくりませんが、三重県は全て解消しております。

6年生の県の独自の引下げと、それから中学生は複式学級を解消している、このことについては県に本当に努力していただいている結果だと思っております。

ます。

東紀州の小・中学校で教職員の皆さんと意見交換する機会を持ちましたが、その多くの学校が、ごく小規模校です。1学級35人以上で1学年複数学級ある大きな規模の学校には、大きな学校の課題がたくさんあります。しかし、5学級以下の専科教員の配置されない規模の小さな学校には、小さな学校の課題があります。

少人数でも通級指導や支援員の配置など、個別の支援の必要な子どもたちが増えています。複式学級の編成基準を1人でも2人でも下げてほしいという要望はあります。配置される教職員数を改善、増やしてほしい、支援員、介助員やスクールサポートスタッフの配置には非常に感謝しています、でも、いないととても対応できない現場の状況がありますなど、小規模校も課題山積です。

(パネルを示す) これは、県内の複式学級を有する学校数及び在籍者数を表しています。平成24年は県下で54校984人、これに市町の名前がありますが、この10年で複式学級が存在したのが20市町ということです。空欄は解消されているということになっております。54校984人でした。隣が平成30年です。小学校の統廃合が行われたという説明を聞きました。減って38校582人となっています。そして、今年度は17市町の50校で複式学級が編成され、840人の子どもたちが学んでいます。

既に、複式学級の課題とその解決は、一部の地域の限られた課題ではなくて、県内の多くの地域の課題であると思っています。

私は、複式学級解消のために学校の統廃合を進めることを望んでいるわけではありません。過疎地域においても小・中学校は地域と共にある大切な存在であり、それぞれの市町においては、子ども、保護者の希望を十分に聞き取り、統廃合には慎重であってほしいと考えています。

教育長にお伺いします。

複式学級の現状、小規模校の現状についての認識をお聞かせいただきたい。あわせて、改善に向けたこれまでの方策、そして、今後さらに改善していく

ということでお考えはないのか、お聞かせください。お願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 複式学級、小規模校の現状とその解消に向けた取組についてお尋ねがございました。

複式学級では、議員から御紹介がありましたけれども、異なる学年を同じ教室で教えることから、担当する教員は、通常の学級に比べて授業の準備や指導上の工夫が必要になります。

このため、県独自の措置として、小学校の最終学年となる6年生を含む複式学級は、複式学級の国の基準は16人ですけれども、14人に引き上げております。この措置によって、令和4年度は小学校5・6年生の七つの複式学級を解消しているところであります。

それから、学習内容が高度化する中学校では複式学級を原則解消するとともに、小規模の中学校におきましては、配置教員が必要な免許を有していないという場合もありますので、この場合は複数免許を持つ講師を配置しているところです。

加えまして、小学校1・2年生は生活科ですけれども、小学校3年生から社会科の授業が始まります。それから、小学校も英語科が5年生から始まります。小学校3年生、小学校5年生を含む複式学級においては県単独で非常勤講師を配置し、これらの教科の指導に対応させていただいております。

それから、全ての学年が複式学級となっている学校がありますけれども、こうした場合は教職員の数が限られますので、非常勤講師を配置して負担軽減を図っているところです。

こうした取組に加えて、複式学級では授業の組み立て方、それから学年に応じた児童への言葉がけなどの指導方法の工夫が必要となりますので、加えて、最近、新たに複式学級となる学校も出てきておりますので、複式学級を担任している教員の実践を基にした研修を市町教育委員会とも連携して、その担当教員のスキルアップを図っているところです。

今後ですけれども、複式学級を置く小規模な学校への適切な教員の配置に

努めますとともに、複式学級を担当する教員の指導力の向上について、その研修の充実にも努めていきたいなと思っております。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） ありがとうございます。

様々、常勤、非常勤の加配を入れていただきながら、負担軽減を図っていただいていることや、増えている複式学級の状況を絡めてその研究、教員のスキルアップの研修もしていただいているということでした。

1点お聞かせいただきたいんですが、学級編成基準というのはなかなか下げるのは難しいという認識は持っておりますが、教育長として、県の学級編成基準の引下げについての現在のお考え、国への要望とかその辺りについてのお考えを聞かせてください。

○教育長（木平芳定） 複式学級の編成につきましては、先ほど答弁申し上げましたように、これまでも一部ですけれども、県独自で対応させてきていただいております。さらに独自の対応というのはなかなか難しい面もあろうかと思っておりますけれども、市町教育委員会ともしっかり連携させていただいて、複式学級のある学校の実情を踏まえて、本県のいろんな取組を通じて支援させていただきたいと思っておりますし、国に対しては地方の実情もしっかり伝えながら、複式学級の編成基準の引下げについては要望していきたいなと思っております。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） ありがとうございます。

なかなか本当に厳しい問題ではあろうかと思いますが、ぜひ1歩でも2歩でも前進していただきたいと思っております。

複式学級でお話を聞いた中で、労働力不足もあって、外国人の方が私たちの東紀州地域でも仕事をいただいています。そういったことで、ごく小規模校でも外国籍の子どもたちが増えています。保護者の仕事の都合もあるんですが、地元の学校ではやっぱり手探りで対応しているという状況があります。子ども、そして保護者との意思疎通に非常に苦労しているということ

も聞かせていただいています。そういった現状への対応も、先ほど市町とも連携してということがありましたので、ぜひ考えていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

二つ目の質問は、代替教職員を確保できない現状の改善についてです。

これは、三重県だけでなく、全国的な非常に大きな課題だと思っています。

学校は、校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員など県費職員と、支援員、校務員など市町採用職員が勤務しておりますけれども、県立学校ではさらに他職種の教職員がおります。そして、誰一人欠けても、子どもたちの日々の教育活動には支障を来すと考えます。

労働者には、子どもの妊娠・出産時の産休、そして、その後の育休、また、体の調子を壊して勤められなくなったときの病休、親や家族の介護が必要となったときの介護休暇と、休暇、休職が認められています。

そして、学校現場では、休暇、休職に入る職員がいるとき、子どもたちの指導に支障がないように、代替教職員の確保が必要となります。しかし、その確保ができないという現状があり、年々厳しくなると感じています。

教育委員会に何うと、教職課程の卒業者を確保できる4月の段階で、そして定年退職者を確保できるはずの4月の段階で、令和4年4月、産休代替1人、育休代替3人を含む17人の代替教職員が欠員となっています。そして、年度末が近づいた直近の今年2月1日の時点では、産休代替6人、育休代替10人を含む55人分の代替教職員を確保できず欠員となっています。

担任の代替が確保できないと、直接子どもたちの毎日の教育活動に支障を来しますし、担任でなくても、授業を持つ教員でもこれは同様です。確保できなければ、学校内で指導ができる免許を持つ教員で対応しなければならなくなります。仕事量が増え、過重労働につながります。

また、学校には事務職員や養護教諭、栄養教諭など一人職種もたくさんいて、子どもたちの成長支援に大切な役割を果たしています。学校に1人のその人たちの代替は、学校では代わりの人はいません。市町採用の特別支援教育支援員や校務員などでも同様のことが言えます。

学校現場からは、養護教諭が病休を取ったがすぐには代替者が見つからなかった、担任教諭が産休に入るが代替配置が決まっていない、2学期いっぱい代替の常勤講師が見つからなかった、介護休暇を取得した教員の代替が未配置だった、学校で代替者を見つけてくれたら、その人を配置すると言われた、などの声を聞かせていただきました。

ある女性教諭の方と話したときに、産休に入るときに複式学級の担任ということが影響したのか、なかなか代替者が見つからず、子どもたちや保護者からも心配する声があった。何とかぎりぎり産休前に代替者が決まったときには本当にほっとしたと、代替教職員確保の現実と厳しさを語ってくれました。

また、代替者を探すことを、教育委員会ではなく学校やその教員、職員に任されるケースも多く見られます。代替教職員を確保できない現状は、学校の働き方改革がうまく進まない、過重労働を生む、学校教育の機能を低下させ、教育を受ける子どもたちの権利にも関わってくる問題だと思います。非常に厳しい現状があります。

代替教職員を確保できない現状があることについてのお考え、認識をお聞かせください。あわせて、この現状をどうにか改善していかなければならない、それについての教育委員会としてのお考えをお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 代替教員の確保の現状とその改善について御答弁させていただきます。

まず、現状ですけれども、教員が病休や産休、育休となる場合、その代替として臨時的任用講師を配置しておりますけれども、全国的に教員の成り手不足の状況にあり、本県においても講師の登録者の方が少なくなっている状況があります。学級担任や教科担任が配置できない状況ではないものの、令和5年2月1日現在、議員から御紹介がありましたけれども、小学校で33名、中学校で22名の代替教員が不足しているという状況です。このため、非常勤講師を配置したり、他の教員が必要な業務を担ってもらったりして、できる

限り学校運営に支障を来さないようにしておるところです。

次に、その代替教員の確保についてですけれども、臨時講師の任期は1年としておりますけれども、代替教員の不足に対応するため、最大3年間任用できる任期付き育休代替職員制度を新たに設けまして、令和5年度から34名の方を採用・配置してまいります。

また、昨年7月に教員免許更新制が廃止されたことに伴い、退職した教員にも講師募集を行ったところ、17名の講師を新たに任用するとともに、ほかに12名の登録もございました。引き続き、免許を持ってみえる方に講師登録を促してまいります。

これらに加えまして、より多くの方が教員を目指してもらえるように、教育委員会の職員が高校を訪問いたしまして、高校生に対して教員の魅力を伝えたり、大学生に対しては各地域で説明会を実施し、現役の教員から体験談を交えて、より具体的に教員の魅力について伝えたりする取組を行っております。

また、教員を志望する大学生が授業実践研修、これは県教育委員会がやっている教員への研修ですけれども、この授業実践研修に参加してもらうことで、学校現場の体験や授業の改善過程を体感してもらい、教員の魅力ややりがい、それから安心感を感じてほしいという思いで、そうした取組を本年度から行っているところです。

そして、来年度実施します教員採用試験につきましては、小学校の音楽、体育の実技試験の廃止とか、教員経験者が受験される場合には1次試験を免除するなどの見直しを行い、実施することとしております。

また、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員、スクールカウンセラーなどを拡充するなど、学校における働き方改革を進めているところです。

今後も、市町教育委員会と連携して代替教員の確保に努めますとともに、教員を志す人が増えていくような取組を進めてまいります。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） 3年間任用できる講師の方を、そういう制度をつくって

いくというような形で工夫していただいていること、それから免許を持っている方の確保を確実にしていくというようなところのお話をいただきました。

教員の魅力ってすごくあると思います。今、学校現場で頑張っていただいている方は、その魅力を持ち、やる生きがいも持ち、働いていただいていると思います。

ただ、教育長も触れられましたけれども、学校の働き方改革が一向に進んでいないと思っています。確かに、少しずつですけれども人を入れたりということもしていただいています。でも、なかなか学校の過重労働感であったり、あるいは忙しさであったりという部分をやっぱりもっと改善していかなければ、高校生、大学生へ魅力を伝えていくという裏づけがもっとしっかりと必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。

1点、代替教職員の確保の問題で、これについて教職員自身の家庭が安心して子どもを産み育てられる環境になるかどうかということも私は考えます。

総務部と教育委員会から、男性職員の育児休業取得率のデータをいただきました。令和3年度、男性県職員の育児休業が取れる対象者数は85人、うち取得者数は部分休業を含め58人、取得率は68.24%でした。一方、学校現場はというと、同じく令和3年度、新たに対象となった男性職員100人、そのうち取得者数は12人です。取得率は12%。この男性の育児休業取得率の違いは非常に大きいと思います。

それは、やっぱりさっき言いましたけど、私は学校の働き方改革が進んでいない現状が表れている数字ではないかなと思いますし、この代替者が見つけにくい現状で、自分が休むことが学校や同僚に、そして何より子どもたちに影響が出てしまう、そのことが分かっているから休めない、そういった意味もあると思います。

知事、このことも少子化対策の課題の一つだと考えますので、この教員の代替教員不足についてもぜひお考えいただきたいなと思います。

次の質問へ行きます。

最後の質問は、七里御浜海岸へ注ぐ河川整備の現状と今後について、伺います。

熊野市の鬼ヶ城から御浜町を経て紀宝町まで、県境の熊野川河口へ約30キロメートル続いているのが七里御浜海岸です。熊野古道浜街道として、風光明媚な白砂青松の美しい砂利浜が続いています。

(パネルを示す) この図は、七里御浜海岸に注ぐ河川の場所を示しています。北から西郷川、井戸川、志原川、市木川、尾呂志川、井田川、神内川の水系があります。

この地域の河川は比較的短く、山間部を抜けた後、河口近くになると緩やかに低地を流れて熊野灘に注ぎます。そのため、台風通過時など熊野灘が荒れて高波が押し寄せると、すぐに河口閉塞を起こしやすく、三重県建設業協会が重機で対応してくれています。海に流れ出す水流の力が弱く、洪水、越水による浸水被害を起こしたり、低地部分などに堆積土砂がたまりやすいなど、課題が多い河川です。

赤色のついた井戸川、志原川、市木川、神内川については、紀伊半島大水害以降、県土整備部が水域の河川整備計画を策定し、計画的な治水整備を進めています。

西郷川と尾呂志川、井田川については整備計画はありません。県土整備部、そして熊野建設事務所は、これまでもそれぞれの河川について地道な対策を進めていただいていますけれども、抜本的な対策を望む地域住民の声があることも事実です。

お伺いします。

七里御浜海岸のそれぞれの河川のこれまでの整備状況について、あわせて、今後どのように整備計画、改善方針で河川の改善を進めていくのか、お考えをお聞かせください。

[若尾将徳県土整備部長登壇]

○県土整備部長(若尾将徳) 七里御浜海岸へ注ぐ河川整備の現状と今後の整備方針についてお答え申し上げます。

七里御浜海岸から熊野灘へ注ぐ河川は、先ほどパネルで御紹介いただきましたとおり7河川ありまして、そのうち井戸川、市木川、志原川、神内川では河川整備計画を定め、計画に沿った改修事業を進めているところです。

井戸川と市木川においては、河口部の樋門等の耐震対策を実施しております。志原川については、支川の産田川の志原池から大前池の間において河道拡幅のための護岸整備を実施しております。神内川においても護岸整備を実施しております。

残る河川整備計画が定まっていない3河川については、局所的な改良事業を実施しております。尾呂志川においては町道の小松橋の上流で護岸整備を実施しております。井田川においては狼谷団地から上流区間の改修に向けた調査・設計業務を実施し、西郷川においては河口部での堆積土砂の撤去を進めております。

今後の整備方針についてでありますけれども、近年、激甚・頻発化する水災害を踏まえて、気候変動の影響を考慮した河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が今後必要となってきております。

このことから、気候変動の影響に対応するために、既に河川整備基本方針及び河川整備計画を策定済みの4河川については見直しを実施し、未策定の3河川については策定を進めることで、東紀州地域における気候変動を踏まえた浸水対策にしっかりと取り組んでまいります。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○12番（藤根正典） 御答弁いただきました。

河川整備計画のある井戸川、市木川については、河口の水門、あるいはカルバートの耐震化をしている。それから、志原川は支流の産田川の河道拡幅、神内川は護岸改修と。整備計画のない川についても、それぞれ対策をしていると。

西郷川については、以前、谷川議員からも七里御浜海岸の部分で御質問があったと思いますけれども、土砂撤去を引き続きやっていただきたいと思えますし、それから井田川の狼谷団地までは河道拡幅を本当にしっかりと

いただきましたので、それから上流部分をお願いしたいと思います。

1点、神内川の土砂撤去について今後の進め方をお聞かせいただけないでしょうか。

○**県土整備部長（若尾将徳）** 神内川におきましては、平成23年度から令和元年度まで5000平米の堆積土砂を撤去しております。それから3年間は撤去しておりませんが、今後の撤去については、河川パトロールで堆積状況を確認して、その必要性を確認しながら、紀宝町、地元とも協議しながら実施時期については検討していきたいと考えております。

〔12番 藤根正典議員登壇〕

○**12番（藤根正典）** ローカルな話ですけれども、構造改善センターというところから下は本当に何回かやっていただいて整備していただいておりますが、そこから上がなかなか進まない。やりにくいというお話も聞きますけれども、やっぱりそこから一番早く越水が始まって県道が通行止めになりますので、ぜひ市町、紀宝町とも御相談いただいて、進めていただければと思います。

志原川については、河口水門の新設が計画にありますけれども、やっぱりこれについてぜひ進めていただきたいと思います。井戸川については、カルバートを耐震化していただいておりますが、やっぱりあそこが詰まると井戸川が団子のようになって、住民の方は大変不安を感じます。何とかもう少し改善の方向を出していただけたらなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

幾つかこの7本の河川については、私も地域の方から要望もいただいて、安心な生活が送れるように、部長からもありましたけれども、やはり大きな水害、そういったことにつながらないように、異常気象にも備えられるような、そういった整備を市町と相談いただいて進めていただけたらと思います。

これで私の質問は終結させていただきますが、私、正月明けに帯状疱疹になりまして、まだ完全に傷が治っていないという状況で、御理解いただければと思います。皆様も、帯状疱疹がはやっておるそうですので、どうぞお気

をつけください。今日はありがとうございました。（拍手）

- 副議長（藤田宜三） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。
これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

- 副議長（藤田宜三） お諮りいたします。明25日から27日までは休会といた
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田宜三） 御異議なしと認め、明25日から27日までは休会とする
ことに決定いたしました。

28日は引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

- 副議長（藤田宜三） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時21分散会